令和 4 年度改定

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

・工事成績評定表

・工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木工事用） 改定

・工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築工事用） 改定

令和3年4月1日版

# 工事成績評定表［ 完成 ］

| 工事番号 | | 検査日 | 令和　年　月　日 | 課 | 総括監督員 | | 検査職員 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工事名 | | | | 契約金額(最終) | 円 | | 工種 | |
| 受注者名 | | | | 工期 | 令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 | | 完成年月日 | 令和　年　月　日 |

| 考査項目 | | 監督職員（完成） | | | | | 検査職員（完成） | | | | | | | 細目別評定加減点 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 項目 | 細別 | a | b | c | d | e | a | a’ | b | b’ | c | d | e | ①×0.5＋②×0.5 |
| 1. 施工体制 | Ⅰ. 施工体制一般 | ＋1.5 | ＋0.8 | 0 | −3.0 | −6.0 | | | | | | | | |
| | Ⅱ. 配置技術者 | ＋1.8 | ＋0.9 | 0 | −3.0 | −6.0 | | | | | | | | |
| 2. 施工状況 | Ⅰ. 施工管理 | ＋1.5 | ＋0.8 | 0 | −3.0 | −6.0 | ＋5.0 | | ＋2.5 | | 0 | −7.5 | −15 | |
| | Ⅱ−1. 工程管理A | ＋1.2 | ＋0.6 | 0 | −3.0 | −6.0 | | | | | | | | |
| | Ⅱ−2. 工程管理B | ＋4.0 | ＋2.0 | 0 | −3.0 | −6.0 | | | | | | | | |
| | Ⅲ−1. 安全対策A | ＋1.8 | ＋0.9 | 0 | −3.0 | −6.0 | | | | | | | | |
| | Ⅲ−2. 安全対策B | ＋6.0 | ＋3.0 | 0 | −3.0 | −6.0 | | | | | | | | |
| | Ⅳ. 対外関係 | ＋1.8 | ＋0.6 | 0 | −1.5 | −3.0 | | | | | | | | |
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅰ. 出来形 | ＋1.2 | ＋0.6 | 0 | −1.5 | −3.0 | ＋10 | +7.5 | ＋5.0 | +2.5 | 0 | −10 | −20 | |
| | Ⅱ. 品質 | ＋1.2 | ＋0.6 | 0 | −1.5 | −3.0 | ＋15 | +12 | ＋7.5 | +4.0 | 0 | −12.5 | −25 | |
| | Ⅲ. 出来ばえ | | | | | | ＋5.0 | | ＋2.5 | | 0 | −5.0 | | |
| 4. 工事特性 | Ⅰ. 工事特性 ※2 | ＋6.0～0（　　） | | | | | | | | | | | | |
| 5. 創意工夫 | Ⅰ. 創意工夫 ※2 | ＋3.0～0（　　） | | | | | | | | | | | | |
| 6. 社会性等 | Ⅰ. 地域への貢献等 ※3 | ＋4.0～0（　　） | | | | | | | | | | | | |
| 加減点小計 ※1 | | ①加減点計＝　　点 | | | | | ②加減点計＝　　点 | | | | | | | ③加減点計＝　　点 |

| | | |
|---|---|---|
| 7. 基本評定点計 | ＿＿＿＿点<br>○65＋③(①　　点×0.5＋②　　点×0.5)　＝　　点 | |
| 8. 法令遵守等 ※3 | −　　点 | |
| 9. VE評価(VE追加点＋5点) ※4 | ＋　　点 | |
| 10. 評定点 ※5 | ＿＿＿＿点　○7. 基本評定点計（　　点）− 8. 法令遵守等（　　点）＋ 9. VE評価（　　点）＝　　点 | |
| 所見 | （監督職員） | （検査職員） |

※1　加減点小計　＝　1～3の評定（加減点）　＋　4～6の評定（加点）　：　基本評定点　＝　65＋加減点小計
　　評定点　＝　基本評定点　−　8の評定（減点）　＋　9の評定（加点）
　　各評定点（①，②）は小数第1位まで記入する。
※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
※3　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※4　4、5、6は加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
※5　VE適用工事のVE追加点は、監督職員が評定する。この場合、評定点合計が100点を超える場合がある。
※6　評定点は、四捨五入により整数とする。
※　各考査項目ごとの採点は、別紙「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」による。

令和 4 年度改定

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

## （土木工事用）

| | | |
|---|---|---|
| 監督職員 ---------- | 別紙－１①～⑫ | 改定 |
| 技術検査職員 ---------- | 別紙－２①～㊻ | 改定 |
| 出来形及び品質のばらつきの考え方 ---- | 別紙－３ | |
| 「施工プロセス」のチェックリスト ---- | 別紙－４ ①～④ | |
| 工事成績評定の留意事項 ---------- | 別紙－５ | 改定 |

別紙－１①

# 考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（監　督　職　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１．施工体制</td><td>Ⅰ．施工体制一般</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目<br>□１）「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。<br>□２）施工計画書を、工事着手前及び施工方法が確定した時期に提出している。<br>□３）作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。<br>□４）元請が下請の作業成果を検査している。<br>□５）施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。<br>□６）緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。<br>□７）現場に対する本店や支店による支援体制が整っている。<br>□８）工場製作期間における技術者を適切に配置している。<br>□９）機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。<br>□10）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a<br>評価値が 80%以上90%未満・・・・・b<br>評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">Ⅱ．配置技術者<br>（現場代理人等）</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">●評価対象項目<br>【全体を評価する項目】<br>□１）「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。<br>□２）作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。<br>【現場代理人を評価する項目】<br>□１）現場代理人が、工事全体を把握している。<br>□２）設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。<br>□３）監督職員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。<br>【監理（主任）技術者を評価する項目】<br>□１）書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。<br>□２）契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。<br>□３）施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。<br>□４）下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。<br>□５）監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。<br>□６）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a<br>評価値が 80%以上90%未満・・・・・b<br>評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１②

# 考査項目別運用表

（監　督　職　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td rowspan="1">Ⅰ．施工管理</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目<br>□１）「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。<br>□２）施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。<br>□３）現場条件の変化に、適切に対応している。<br>□４）工事材料を品質に影響が無いよう保管している。<br>□５）日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。<br>□６）日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。<br>□７）現場内の整理整頓を日常的に行っている。<br>□８）指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。<br>□９）工事打合せ簿を、過不足なく整理している。<br>□10）建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。<br>□11）工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。<br>□12）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a<br>評価値が 80%以上90%未満・・・・・b<br>評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="1">Ⅱ．工程管理Ａ</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">●評価対象項目<br>□１）「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。<br>□２）工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。<br>□３）実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。<br>□４）現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。<br>□５）時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、工程の大きな遅れが無い。<br>□６）工事の進捗を早めるための取組みを行っている。<br>□７）適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。<br>□８）休日の確保を行っている。<br>□９）計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。<br>□10）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a<br>評価値が 80%以上90%未満・・・・・b<br>評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１③

# 考査項目別運用表

（監　督　職　員）

<table>
<tr><td>考 査 項 目</td><td>細　　別</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>Ⅱ．工程管理Ｂ</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">●評価対象項目<br>□１）隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。<br>□２）地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。<br>□３）工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。<br>□４）工程管理に係る積極的な取組みが見られた。<br>□５）災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。<br>□６）工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。<br>□７）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="2">Ⅲ．安全対策Ａ</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目<br>□１）「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。<br>□２）災害防止協議会等を１回／月以上行っている。<br>□３）安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。<br>□４）新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。<br>□５）工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。<br>□６）過積載防止に取り組んでいる。<br>□７）仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。<br>□８）保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。<br>□９）地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。<br>□10）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a<br>評価値が 80%以上90%未満・・・・・b<br>評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１④

# 考査項目別運用表

（監　督　職　員）

| 考査項目 | 細　別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ２．施工状況 | Ⅲ．安全対策Ｂ | 優れている | やや優れている | 他の評価に該当しない | やや劣っている | 劣っている |

●評価対象項目

□１）建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取組みが顕著であった。
□２）安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□３）安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□４）安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□５）安全協議会等での活動に積極的に取り組んだ。
□６）安全対策に係る取組みが地域から評価された。
□７）その他（理由：　　）

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。

| | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅳ．対外関係 | 適切である | ほぼ適切である | 他の評価に該当しない | やや不適切である | 不適切である |

●評価対象項目

□１）「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。
□２）関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□３）地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□４）第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□５）関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□６）工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□７）その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

d：□　対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。

e：□　対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－１⑤

# 考査項目別運用表

（監　督　職　員）

<table>
<tr><th>考　査　項　目</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ<br><br>Ｉ．出来形</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td rowspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善を指示した。</td><td rowspan="2">□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※　ばらつきの判断は別紙－３参照。<br><br>①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。<br>②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。<br>③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。<br>④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">機械設備工事<br><br>※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a<br>適切である</td><td>b<br>ほぼ適切である</td><td>c<br>他の評価に該当しない。</td><td rowspan="3">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善を指示した。</td><td rowspan="3">□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目<br>□１）据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。<br>□２）設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。<br>□３）施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。<br>□４）設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。<br>□５）不可視部分の出来形を写真撮影している。<br>□６）溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。<br>□７）塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。<br>□８）社内の管理基準に基づき管理している。<br>□９）設計図書に定められている予備品に不足が無い。<br>□10）分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。<br>□11）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a<br>評価値が 60%以上80%未満・・・・・b<br>評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－１⑥

# 考査項目別運用表

（監　督　職　員）

<table>
<tr><th>考　査　項　目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ<br><br>Ⅰ．出来形</td><td rowspan="2">電気設備工事<br>通信設備工事<br>・受変電設備工事<br><br>※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない。</td><td rowspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善を指示した。</td><td rowspan="2">□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目<br>□１）据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。<br>□２）機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。<br>□３）不可視部分の出来形を写真撮影している。<br>□４）設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。<br>□５）設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。<br>□６）設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。<br>□７）配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。<br>□８）測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。<br>□９）行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。<br>□10）配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□11）社内の管理基準に基づき管理している。<br>□12）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a<br>評価値が 60%以上80%未満・・・・・b<br>評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－１⑦

# 考査項目別運用表

（監　督　職　員）

<table>
<tr><th>考　査　項　目</th><th colspan="3">a</th><th colspan="2">b</th><th colspan="2">c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質</td><td colspan="3">□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。</td><td colspan="2">□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。</td><td colspan="2">□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値値が不適切であったため、監督職員が文書で改善を指示した。</td><td rowspan="2">□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="7">※　ばらつきの判断は別紙－３参照。<br><br>① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。<br>② 品質とは、、設計図書に示された工事目的物の規格である。<br>③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質管理のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。<br>④ 品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td>機械設備工事<br><br>※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td colspan="3">a<br>適切である</td><td colspan="2">b<br>ほぼ適切である</td><td colspan="2">c<br>他の評価に該当しない。</td><td>d<br>□　品質関係の測定方法又は測定値値が不適切であったため、監督職員が文書で改善を指示した。</td><td>e<br>□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="8">●評価対象項目<br>□１）材料・部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。<br>□２）設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。<br>□３）設計図書の仕様をふまえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。<br>□４）機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。<br>□５）溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。<br>□６）塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。<br>□７）操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確認できる。<br>□８）操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。<br>□９）小配管、電気配線・配管が承諾図書のとおり敷設している。<br>□10）設備の取扱い説明書を適切に作成している。<br>□11）完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。<br>□12）機器の配置を点検しやすいよう工夫してしている。<br>□13）設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業が容易にできるよう工夫している。<br>□14）二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめている。<br>□15）バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。<br>□16）計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。<br>□17）回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。<br>□18）構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。<br>□19）現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。<br>□20）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a<br>評価値が 60%以上80%未満・・・・・b<br>評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c<br><br>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－１⑧

# 考査項目別運用表

（監　督　職　員）

<table>
<tr><th>考　査　項　目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質</td><td>電気設備工事<br>通信設備工事<br>・受変電設備工事<br><br>※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値値が不適切であったため、監督職員が文書で改善を指示した。</td><td rowspan="2">□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目<br>□１）製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。<br>□２）材料・部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。<br>□３）機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめられている。<br>□４）操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。<br>□５）ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。<br>□６）設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。<br>□７）操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。<br>□８）設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。<br>□９）現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。<br>□10）設備全体についての取扱い説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。<br>□11）完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。<br>□12）設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。<br>□13）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a<br>評価値が 60%以上80%未満・・・・・b<br>評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">維持・修繕工事<br><br>※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値値が不適切であったため、監督職員が文書で改善を指示した。</td><td>□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目<br>□１）常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。<br>□２）緊急的な作業に対し、迅速に対応している。<br>□３）監督職員の指示事項に対し、現地譲許を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。<br>□４）施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。<br>□５）理由：<br>□６）理由：<br>□７）理由：<br>□８）理由：<br><br>●判断基準<br>※該当項目が６項目以上・・・a<br>※該当項目が４項目以上・・・b<br>※該当項目が３項目以下・・・c<br><br>注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。<br>ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td></tr>
</table>

別紙－１⑨

# 考査項目別運用表

（監　督　職　員）

| 考査項目 | 細　別 | 対　応　事　項 | 【事例】具体的な施工条件等への対応事例 |
|---|---|---|---|
| ４．工事特性 | Ⅰ．施工条件等への対応 | Ⅰ構造物の特殊性への対応<br>□　1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事<br>□　2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事<br>□　3.その他（理由：　　）<br>※上記の対応事例に１つ以上レ点が付けば**２点の加点**とする。 | (1.について)<br>切土の土工量：20万m3以上、盛土の土工量：15万m3以上、橋梁下部工高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上、<br>トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m2以上、<br>トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m2以上、<br>護岸・築堤の平均高さ：10m以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m3以上<br>砂防ダムの堤高：15m以上、流路工の計画高水流量：500m3以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、<br>ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m3/s以上、ダム用水門の設計水深：25m以上<br>樋門又は樋管の内空断面積：15m2以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、<br>堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m2/門以上<br>(2.について)<br>・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。<br>・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。<br>・供用中の道路トンネルの活線拡幅工事。<br>(3.について)<br>・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。<br>・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。<br>・地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。 |
| | | Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応<br>□　4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事<br>□　5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事<br>□　6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事<br>□　7.現道上での交通規制に大きく影響する工事<br>□　8.事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事<br>□　9.施工箇所が広範囲にわたる工事<br>□　10.その他（理由：　　）<br>※上記の対応事例に１つ以上レ点が付けば**２点の加点**とする。 | (4.について)<br>・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。<br>・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。<br>・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。<br>(5.について)<br>・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。<br>・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。<br>・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。<br>(6.について)<br>・市街地での夜間工事。<br>・ＤＩＤ地区での工事。<br>(7.について)<br>・日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行等の交通規制をした工事。<br>・供用している自動車専用道等の路上工事で、交通規制が必要な工事。<br>・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。<br>(8.について)<br>・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、特に早期の完成が求められる工事。<br>(9.について)<br>・作業現場が広範囲に分布している工事。<br>(10.について)<br>・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。<br>・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。 |
| | | Ⅲ厳しい自然・地盤条件等への対応<br>□　11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事<br>□　12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事<br>□　13.被災箇所の措置や急峻な地形での工事<br>□　14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事<br>□　15.維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事<br>□　16.その他（理由：　　）<br>※上記の対応事例に１つ以上レ点が付けば**２点の加点**とする。 | (11.について)<br>・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。<br>・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。<br>・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。<br>(12.について)<br>・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。<br>・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。<br>(13.について)<br>・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事。<br>・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。<br>・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。<br>・土石流危険河川（労働安全衛生規則第五百七十五条の九～第五百七十五条の十六）における工事。<br>(14.について)<br>・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。<br>(15.について)<br>・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事。<br>(16.について)<br>・その他、自然条件又は地盤条件等への対応が必要であった工事。<br>・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。 |
| | | Ⅳ長期工事における安全確保への対応<br>□　17.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）<br>※但し、文書注意に至らない事故は除く。<br>□　18.その他（　　）<br>※上記の対応事例に１つ以上レ点が付けば**２点の加点**とする。 | |
| | 評　価 | 評 点：＿＿＿＿点 | |

※1.　工事特性は、最大６点の加点評価とする。

別紙－１⑩

# 考査項目別運用表

（監　督　職　員）

| 考 査 項 目 | 細　別 | 工　夫　事　項 | |
|---|---|---|---|
| ５．創意工夫 | Ⅰ．創意工夫 | 【施工】<br>□１）施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。<br>□２）コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。<br>□３）土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。<br>□４）部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。<br>□５）設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。<br>□６）給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。<br>□７）照明などの視界の確保に関する工夫。<br>□８）仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。<br>□９）運搬車両、施工機械等に関する工夫。<br>□10）支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。<br>□11）盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。<br>□12）施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。<br>□13）出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。<br>□14）施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。<br><br>【品質】<br>□１）土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。<br>□２）コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。<br>□３）鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。<br>□４）配筋、溶接作業等に関する工夫。<br><br>【安全衛生】<br>□１）建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。<br>□２）安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）<br>□３）安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。<br>□４）現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。<br>□５）有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。<br>□６）一般車両突入時の被害軽減方策又は、一般交通の安全確保に関する工夫。<br>□７）厳しい作業環境の改善に関する工夫。<br>□８）環境保全に関する工夫。 | 【働き方改革】<br>「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を評価する。<br>□ 若手や女性技術者の登用、職場体験やインターンシップなど、担い手確保に向けた取組が図られている。<br><br>【その他】<br>□　その他（理由：　　）<br>□　その他（理由：　　）<br>□　その他（理由：　　）<br>□　その他（理由：　　） |
| | 記述評価<br>（レマークを付した評価内容を詳細記述） | 評 点：＿＿＿＿＿点 | 【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載 |

※1.　特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※2.　評価は各項目において１つレ点が付されれば１、２、３点で評価し、最大３点の加点評価とする。
※3.　該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4.　上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

別紙－１⑪

# 考査項目別運用表

（監　督　職　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th colspan="2">事　　項</th></tr>
<tr><td rowspan="8">６．社会性等</td><td>Ⅰ．地域への貢献等</td><td colspan="2">●評価対象項目<br>□１）周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。<br>□２）現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど積極的に周辺地域との調和を図った。<br>□３）定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。<br>□４）道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。<br>□５）地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。<br>□６）災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。<br>□７）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>※上記該当項目を総合的に判断して評価を行う。<br>１項目につき、1点を加算する。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">記述評価<br>（レマークを付した評価内容を詳細記述）</td><td rowspan="7">評 点：＿＿＿＿＿点</td><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

別紙－１⑫

# 考査項目別運用表

（監　督　職　員）

| 考査項目 | 法令遵守等の該当項目一覧表 |
|---|---|
| 7．法令遵守等 | |

| 措置内容 | 点数 |
|---|---|
| □　1.指名停止３ヶ月以上 | －　20点 |
| □　2.指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満 | －　15点 |
| □　3.指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満 | －　13点 |
| □　4.指名停止２週間以上１ヶ月未満 | －　10点 |
| □　5.文書注意 | －　8点 |
| □　6.口頭注意 | －　5点 |
| □　7.工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。） | －　3点 |
| □　8.その他（理由：　　） | －　　点 |
| □　9.項目該当なし | |

①　本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
②　「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③　「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④　総合評価方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８.その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請けや技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金遅延防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
15. 受注者が社会保険等未加入建設業者の下請人と契約を締結したことで指名停止となった。
16. その他（理由：　　）

別紙－２①

# 考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><td>考 査 項 目</td><td>細　　別</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目<br>□１）契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。<br>□２）施工計画書が工事着手前及び施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。<br>□３）工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。<br>□４）現場条件又は計画内容に重要な変更を生じた場合（工期や数量等の軽微な変更を除く）は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる<br>□５）工事材料の品質に影響がないよう工事材料を保管していることが確認できる。<br>□６）段階確認等の手続きを事前に行っていることが確認できる。<br>□７）建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。<br>□８）施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。<br>□９）下請けに対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。<br>□10）工事関係書類を過不足なく作成していることが確認できる。<br>□11）社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。<br>□12）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a<br>評価値が 80%以上90%未満・・・・・b<br>評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　施工管理について、監督督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　施工管理について、監督督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－２②

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考　査　項　目</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ<br><br>Ⅰ．出来形</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評価対象項目」の４項目以上が該当する。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評価対象項目」の３項目以上が該当する。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評価対象項目」の３項目以上が該当する。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評価対象項目」の２項目以上が該当する。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。</td><td rowspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目<br>□１）出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。<br>□２）社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。<br>□３）不可視部分の出来形が写真で確認できる。<br>□４）写真管理基準の管理項目を満足している。<br>□５）出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。<br>□６）その他（理由：　　）<br><br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。<br><br>①　出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。<br>②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。<br>③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。<br>④　出来形管理項目を設定していない工事は、「ｃ」評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－２③

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考　査　項　目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ<br><br>Ⅰ．出来形</td><td>機械設備工事</td><td>優れている</td><td>ｂよりも優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td>※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td colspan="5">●評価対象項目<br>□１）据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。<br>□２）設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。<br>□３）施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。<br>□４）設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。<br>□５）不可視部分の出来形が写真で確認できる。<br>□６）溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。<br>□７）塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。<br>□８）社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。<br>□９）設計図書に定められている予備品に不足がないことが確認できる。<br>□10）分解整備における既設部品等の摩耗・損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。<br>□11）その他（　理由：　）<br><br>●判断基準<br>評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a<br>評価値が 80%以上90%未満・・・・・a’<br>評価値が 70%以上80%未満・・・・・b<br>評価値が 60%以上70%未満・・・・・b’<br>評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>電気設備工事<br>通信設備工事・受変電設備工事<br><br>※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>ｂよりも優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目<br>□１）据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。<br>□２）機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。<br>□３）写真管理基準の管理項目を満足している。<br>□４）不可視部分の出来形が写真で確認できる。<br>□５）設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。<br>□６）設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。<br>□７）設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。<br>□８）配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。<br>□９）行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。<br>□10）配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□11）社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。<br>□12）その他（　理由：　）<br><br>●判断基準<br>評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a<br>評価値が 80%以上90%未満・・・・・a’<br>評価値が 70%以上80%未満・・・・・b<br>評価値が 60%以上70%未満・・・・・b’<br>評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－２④

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工 種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【１】<br>コンクリート<br>構造物工事 | □ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※ ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□２）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□３）圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□４）施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□５）コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□６）コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□７）鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
□８）コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□９）鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□10）圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□11）コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□12）スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□13）有害なひび割れが無い。
□14）その他（理由：　　）

［コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物］
□15）ひび割れが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。
□16）ひび割れが補修基準に達している場合、補修は適切に行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。
□17）ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、ｄ又はｅ評価とする。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

| | | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 【２】<br>土工事<br>（切土、盛土、<br>堤防等工事） | □ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※ ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□２）段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
□３）置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□４）締固めが仕様書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□５）一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
□６）芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□７）構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□８）土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
□９）ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
□10）法面に有害な亀裂が無い。
□11）伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□12）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr>
<td>３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質</td>
<td>【３】<br>護岸・根固・<br>水制工事</td>
<td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。<br><br>●評価対象項目<br>□１）施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。<br>□２）裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。<br>□３）緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結を、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。<br>□４）石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□５）護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。<br>□６）遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□７）植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□８）根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□９）指定材料の品質が、証明書類で確認できる。<br>□10）基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。<br>□11）コンクリートブロック等を損傷なく設置していることが確認できる。<br>□12）施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。<br>□13）埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□14）有害なひび割れが無い。<br>□15）その他（　理由：　）<br><br>［コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物］<br>□16）ひび割れが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。<br>□17）ひび割れが補修基準に達している場合、補修は適切に行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。<br>□18）ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、ｄ又はｅ評価とする。<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。<br><br>●判断基準
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td>
<td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td>
<td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。</td>
</tr>
</table>

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr>
<td rowspan="2">３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質</td>
<td rowspan="2">【４】<br>鋼橋工事<br>（ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）</td>
<td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。</td>
<td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td>
<td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="5">●評価対象項目<br>【工場製作関係】<br>□１）鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。<br>□２）溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。<br>□３）溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□４）溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。<br>□５）孔空けによって生じたまくれが削りとられているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。<br>□６）欠陥部の発生が見られないことが確認できる。<br>□７）塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。<br>□８）素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。<br>□９）塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。<br>□10）塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。<br>□11）その他（　理由：　）<br><br>【架設関係】<br>□１）ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。<br>□２）ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。<br>□３）高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。<br>□４）高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。<br>□５）支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。<br>□６）架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。<br>□７）架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。<br>□８）現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。<br>□９）現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。<br>□10）その他（　理由：　）<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。<br><br>●判断基準<br>
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td>
</tr>
</table>

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【５】<br>砂防構造物工事<br>及び<br>地すべり防止<br>工事（集水井<br>工事を含む） | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

【共　通】

□１）コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□２）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□３）圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□４）運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□５）コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。
□６）地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
□７）鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
□８）有害なひび割れが無い。
□９）その他（理由：　　）

【砂防構造物工事に適用】

□１）コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□２）鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□３）施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□４）アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□５）ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□６）ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□７）その他（理由：　　）

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】

□１）アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□２）ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□３）ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
□４）集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。
□５）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－２⑧

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【６】<br>舗装工事 | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

【路床・路盤工関係】

□１）設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
□２）路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□３）路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□４）路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
□５）路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□６）路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
□７）路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
□８）その他（理由：　　）

【アスファルト舗装工関係】

□１）アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
□２）舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□３）プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
□４）舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□５）各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
□６）縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□７）アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
□８）密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□９）その他（理由：　　）

【コンクリート舗装工関係】

□１）コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□２）舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□３）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□４）圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□５）運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□６）材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
□７）チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
□８）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【７】<br>法面工事 | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

【共　通】

□１）施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
□２）施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□３）盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□４）雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□５）その他（理由：　　）

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】

□１）土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
□２）ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□３）ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
□４）吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□５）使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□６）施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
□７）その他（理由：　　）

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

□１）使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□２）金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。
□３）金網が破損を生じていないことが確認できる。
□４）吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
□５）吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□６）吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。
□７）圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□８）不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□９）法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
□10）その他（理由：　　）

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】

□１）使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□２）アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
□３）現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
□４）強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□５）枠内に空隙が無いことが確認できる。
□６）層間にはく離が無いことが確認できる。
□７）不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□８）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr>
<td>３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質</td>
<td>【８】<br>基礎工事及び<br>地盤改良工事</td>
<td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。<br><br>●評価対象項目<br>【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】<br>□１）杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。<br>□２）既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。<br>□３）杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。<br>□４）水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。<br>□５）溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□６）支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。<br>□７）場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２ｍ以上挿入して施工していることが確認できる。<br>□８）掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。<br>□９）配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□10）ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。<br>□11）裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。<br>□12）強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。<br>□13）その他（理由：　　）<br><br>【地盤改良関係】<br>□１）改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□２）セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を、整理していることが確認できる。<br>□３）事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。<br>□４）施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。<br><br>●判断基準<br>
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td>
<td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td>
<td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。</td>
</tr>
</table>

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th colspan="5">a　　a’　　b　　b’　　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">【９】<br>海岸工事</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目<br>□１）コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。<br>□２）運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□３）圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。<br>□４）コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。<br>□５）転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。<br>□６）捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。<br>□７）工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。<br>□８）台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。<br>□９）その他（理由：　　）<br><br>［コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物］<br>□10）ひび割れが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。<br>□11）ひび割れが補修基準に達している場合、補修は適切に行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。<br>□12）ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、ｄ又はｅ評価とする。<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。<br><br>●判断基準<br>
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【１０】<br>コンクリート橋<br>上部工事<br>（ＰＣ及びＲＣ<br>を対象） | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。<br><br>●評価対象項目<br>□１）コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。<br>□２）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。<br>□３）圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。<br>□４）施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。<br>（寒中及び暑中コンクリート等を含む）<br>□５）コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。<br>□６）鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。<br>□７）鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□８）コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。<br>□９）圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。<br>□10）鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□11）コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□12）スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□13）プレビーム桁のプレフレクション管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□14）使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。<br>□15）ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□16）プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□17）コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。<br>□18）有害なひび割れが無い。<br>□19）その他（　理由：　）<br><br>［コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物］<br>□20）ひび割れが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。<br>□21）ひび割れが補修基準に達している場合、補修は適切に行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。<br>□22）ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、ｄ又はｅ評価とする。<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。<br><br>●判断基準<br>（下表） | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br>Ⅱ．品質 | 【１１】<br>塗装工事 | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□２）ケレンを入念に実施していることが確認できる。
□３）天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
□４）塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
□５）鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
□６）塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
□７）塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
□８）溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
□９）塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□10）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

| | 【１２】<br>トンネル工事 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□２）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□３）圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□４）施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□５）吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□６）設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
□７）坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□８）計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
□９）金網の継ぎ目を１５ｃｍ以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
□10）吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが１５ｃｍ以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
□11）吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
□12）ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□13）防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
□14）逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
□15）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br>Ⅱ．品質 | 【１３】<br>植栽工事 | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）活着が促されるよう管理していることが確認できる。
□２）樹木などに損傷､はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
□３）樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
□４）施工完了後、余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
□５）肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
□６）植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り、植穴底部を耕していることが確認できる。
□７）添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
□８）樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
□９）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

| | | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 【１４】<br>防護柵（網）・標識・区画線等設置工事 | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
□２）防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□３）防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
□４）防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
□５）基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
□６）防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□７）ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力が与えているのが確認できる。
□８）ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
□９）ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が１０％以下であることが確認できる。
□10）区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□11）区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□12）区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
□13）区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
□14）プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
□15）区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□16）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【１５】<br>電線共同溝工事 | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。<br><br>●評価対象項目<br>□１）指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。<br>□２）管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。<br>□３）プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。<br>□４）特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸がないように仕上げていることが確認できる。<br>□５）特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。<br>□６）埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□７）舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。<br>□８）管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□９）管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。<br>□10）その他（　理由：　） | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質</td><td>【１６】<br>維持工事<br>（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）</td><td colspan="5">●評価対象項目<br>□１）使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。<br>□２）構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。<br>□３）監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。<br>□４）緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。<br>□５）理由：<br>□６）理由：<br>□７）理由：<br>□８）理由：<br><br>●判断基準<br>※　該当項目が６項目以上・・・・・・・a<br>※　該当項目が５項目・・・・・・・・・a’<br>※　該当項目が４項目・・・・・・・・・b<br>※　該当項目が３項目・・・・・・・・・b’<br>※　該当項目が２項目以下・・・・・・・c<br><br>注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。<br>ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。</td></tr>
<tr><td>【１７】<br>修繕工事<br>（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）</td><td colspan="5">●評価対象項目<br>□１）使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる.<br>□２）構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。<br>□３）監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。<br>□４）施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。<br>□５）理由：<br>□６）理由：<br>□７）理由：<br>□８）理由：<br><br>●判断基準<br>※　該当項目が６項目以上・・・・・・・a<br>※　該当項目が５項目・・・・・・・・・a’<br>※　該当項目が４項目・・・・・・・・・b<br>※　該当項目が３項目・・・・・・・・・b’<br>※　該当項目が２項目以下・・・・・・・c<br><br>注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。<br>ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－２⑰

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工 種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質</td><td>【１８】<br>機械設備工事</td><td colspan="5">●評価対象項目<br>□１）材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。<br>□２）設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。<br>□３）設計図書の仕様をふまえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。<br>□４）機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。<br>□５）溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。<br>□６）塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。<br>□７）操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。<br>□８）操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質が確認できる。<br>□９）小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。<br>□10）設備の取扱い説明書を適切に作成していることが確認できる。<br>□11）完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。<br>□12）機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。<br>□13）設備の構造や機器の配置が部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。<br>□14）二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。<br>□15）バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。<br>□16）計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。<br>□17）回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。<br>□18）構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。<br>□19）現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。<br>□20）その他（ 理由： ）<br>●判断基準<br>※ 評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a<br>※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’<br>※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b<br>※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’<br>※ 評価値が 60%未満 ・・・・・・・・・・c<br>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）<br>④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。</td></tr>
<tr><td>【１９】<br>電気設備工事</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">●評価対象項目<br>□１）製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。<br>□２）材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□３）機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。<br>□４）操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。<br>□５）ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。<br>□６）設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□７）操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。<br>□８）設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□９）現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認出来ない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。<br>□10）設備全体についての取扱い説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。<br>□11）完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。<br>□12）設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。<br>□13）その他（ 理由： ）<br>●判断基準<br>※ 評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a<br>※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’<br>※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b<br>※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’<br>※ 評価値が 60%未満 ・・・・・・・・・・c<br>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）<br>④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－２⑱

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【２０】<br>通信設備工事・<br>受変電設備工事 | ●評価対象項目<br>電気<br>□１）設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。<br>□２）材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。<br>□３）材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□４）設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□５）ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。<br>□６）設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。<br>□７）完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。<br>□８）完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。<br>□９）設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能が工場試験記録により確認できる。<br>□10）設備全体についての取扱い説明書を適切に作成していることが確認できる。<br>□11）完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。<br>□12）設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。<br>□13）その他（理由：　　）<br>●判断基準<br>※　評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a<br>※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’<br>※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b<br>※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’<br>※　評価値が 60%未満 ・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値<br><br>が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値<br><br>が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">【２１】<br>港湾築造工事<br>（浚渫、海岸築造工事を含む）<br>（その１）</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目<br>【共　通】<br>□１）濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。<br>□２）既設構造物に影響がないよう十分検討して施工していることが確認できる。<br>□３）航行船舶に影響がないよう十分検討して施工していることが確認できる。<br>□４）材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等を行っていることが確認できる。<br>□５）気象・海象を十分調査して施工していることが確認できる。<br>□６）仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。<br>□７）一般船に十分注意して施工していることが確認できる。<br>□８）作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。<br>□９）その他（理由：　　）<br><br>【浚渫・床掘関係】<br>□１）土砂処分における運搬中に、土砂が漏出しないよう施工していることが確認できる。<br>□２）浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。<br>□３）土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。<br>□４）砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告を速やかに行っていることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>【地盤改良関係】<br>□１）改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。<br>□２）浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。<br>□３）床掘工において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋め戻しを行っていることが確認できる。<br>□４）置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。<br>□５）サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションを連続した一様な形状・品質に施工していることが打込記録等により確認できる。<br>□６）ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。<br>□７）深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。<br>□８）前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。<br>□９）盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。<br>□10）マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。<br>□11）その他（理由：　　）</td></tr>
</table>

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【２１】<br>港湾築造工事<br>（浚渫、海岸築造工事を含む）<br>（その２） | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。<br><br>●評価対象項目<br>【マット、捨石及び均し関係】<br>□１）捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。<br>□２）マットを破損なく所定の幅で重ね合わせていることが写真記録等により確認できる。<br>□３）捨石、被覆及び根固め石をゆるみのないよう堅固に施工していることが記録により確認できる。<br>□４）裏込めを既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工していることが記録により確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>【本体：杭及び矢板、控工関係】<br>□１）鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。<br>□２）鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置していることが確認できる。<br>□３）杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工していることが確認できる。<br>□４）杭及び矢板の打止めの施工管理方法等を整備し、かつ記録が確認できる。<br>□５）腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。<br>□６）タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。<br>□７）タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。<br>□８）溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。<br>□９）その他（理由：　　）<br><br>【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】<br>□１）ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。<br>□２）ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。<br>□３）ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工していることが確認できる。<br>□４）コンクリートブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。<br>□５）ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工していることが確認できる。<br>□６）ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期を選定していることが確認できる。<br>□７）ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。<br>□８）ケーソン注水時の隔室の水頭差が1m以内になるように管理していることが確認できる。<br>□９）ケーソン仮置き、据付の時期について、仕様書を満足するよう実施していることが確認できる。<br>□10）その他（理由：　　） | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【２１】<br>港湾築造工事<br>（浚渫、海岸築造工事を含む）<br>（その３） | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。<br><br>●評価対象項目<br>【コンクリート関係】<br>□１）コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。<br>□２）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。<br>□３）圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。<br>□４）施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。<br>（寒中及び暑中コンクリート等を含む）<br>□５）コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。<br>□６）コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。<br>□７）鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。<br>□８）コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。<br>□９）鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□10）圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。<br>□11）スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□12）コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□13）有害なひび割れが無い。<br>□14）その他（理由：　　）<br><br>［コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物］<br>□15）ひび割れが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。<br>□16）ひび割れが補修基準に達している場合、補修は適切に行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。<br>□17）ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、ｄ又はｅ評価とする。<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。<br><br>●判断基準<br>ばらつきで判断可能：50%以下 a／80%以下 a’／80%を超える b<br>ばらつきで判断不可能：b<br>評価値 90%以上：a／a’／b／b<br>評価値 75%以上90%未満：a’／b／b’／b’<br>評価値 60%以上75%未満：b／b’／c／c<br>評価値 60%未満：b’／c／c／c<br>注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br>Ⅱ．品質 | 【５０】<br>石・ブロック積（張）工事<br>（護岸工事以外） | □ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※ ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□２）裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□３）ブロック、石積（張）における材料のかみ合わせが適切で、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
□４）石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□５）端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度を確保していることが確認できる。
□６）指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□７）基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
□８）施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
□９）埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□10）伸縮目地、水抜き孔を適切に施工していることが確認できる。
□11）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 【５１】<br>かご工事<br>（じゃかご・ふとんかご） | □ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※ ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□２）指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□３）詰石の大きさが設計図書の仕様を満足しており、空隙が少ないことが確認できる。
□４）床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めていることが確認できる。
□５）連結が設計図書の仕様を満足してることが確認できる。
□６）開口部の堅結が設計図書の仕様を満足してることが確認できる。
□７）かご背面の埋戻、締め固めを適切に施工していることが確認できる。
□８）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【５２】<br>二次製品構造物工事、小型構造物工事 | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。<br><br>●評価対象項目<br>【共　通】<br>□１）指定材料の品質が、証明書類で確認できる。<br>□２）製品に有害なひび割れ等の損傷がないことが確認出来る。<br>□３）施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。<br>□４）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。<br>□５）圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。<br>□６）施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。<br>（寒中及び暑中コンクリート等を含む）<br>□７）コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□８）埋戻し材料等の材質及び締固めが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□９）その他（理由：　　）<br><br>【プレキャスト側溝工関係】<br>□１）継ぎ目部が、付着、水密性を保ち、段差がないことが確認できる。<br>□２）側溝蓋が、側溝本体及び路面と段差が生じないよう施工していることが確認できる。<br>□３）設計図書で定められた勾配を確保し、滞水が生じていないことが確認できる。<br>□４）その他（理由：　　）<br><br>【プレキャスト擁壁工関係】<br>□１）壁体相互に食い違いが生じていないことが確認できる。<br>□２）目地施工について、付着・水密性を保つよう施工していることが確認できる。<br>□３）基礎材料の材質及び締固めが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□４）その他（理由：　　）<br><br>【ボックスカルバート工関係】<br>□１）基礎地盤の許容支持力を把握しながら施工していることが確認できる。<br>□２）下流側又は低い方から設置し、接合面に食い違いが無いことが確認できる。<br>□３）接合部に漏水が生じていないことが確認できる。<br>□４）ボックスカルバートの縦締めを「道路土工－カルバート工指針」に基づき施工していることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。<br><br>●判断基準<br>ばらつきで判断可能：50%以下 / 80%以下 / 80%を超える<br>ばらつきで判断不可能<br>評価値 90%以上：a / a’ / b / b<br>評価値 75%以上90%未満：a’ / b / b’ / b’<br>評価値 60%以上75%未満：b / b’ / c / c<br>評価値 60%未満：b’ / c / c / c<br>注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。 | | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質</td><td>【５３】<br>河川浚渫工事</td><td colspan="5">●評価対象項目<br>□１）仕様書等で定められている品質管理を実施している。<br>□２）濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。<br>□３）浚渫工の施工が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。<br>□４）河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えていないことが確認できる。<br>□５）残土処理等を適正に処理していることが確認できる。<br>□６）残土等の水切りを十分処理していることが確認できる。<br>□７）伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。<br>□８）浚渫時に土砂と草木等を分別していることが確認できる。<br>□９）施工区域内及び周辺の構造物の根入れ等に影響を与えてないことが確認できる。<br>□10）生態系の保全に十分配慮した上で施工していることが確認できる。<br>□11）その他（　理由：　）<br><br>●判断基準<br>※　評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a<br>※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’<br>※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b<br>※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’<br>※　評価値が 60%未満 ・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。</td></tr>
</table>

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">【５４】<br>矢板工事<br>（笠コンクリート<br>工事含む）</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目<br>【共　通】<br>□１）指定材料の品質が、証明書類で確認できる。<br>□２）材料に損傷がないことが確認できる。<br>□３）矢板の継手部のかみ合わせを確実に施工していることが確認できる。<br>□４）導材を設置し、矢板のぶれ、よじれ、倒れを防止していることが確認できる。<br>□５）矢板の打込みに際して、隣接矢板が共下りしていないことが確認できる。<br>□６）控索材の取付けが適切であることが確認できる。<br>□７）腹起しの施工が適切であることが確認できる。<br>□８）ウォータージェット工法の打ち止めに際して、併用機械で貫入させ、落ち着かせていることが確認できる。<br>□９）鋼矢板に変形を生じないよう運搬、保管していることが確認できる。<br>□10）コンクリート矢板に変形を生じないよう運搬、保管していることが確認できる。<br>□11）落錘によるコンクリート矢板の打設にあたり、落錘の重量、錘の落下高が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□12）控え版を適切に施工していることが確認できる。<br>□11）その他（理由：　　）<br><br>【笠コンクリート工関係】<br>□１）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。<br>□２）鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□３）コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。<br>□４）プレキャスト笠コンクリートについて、部材に損傷を与えないよう運搬していることが確認できる。<br>□５）プレキャスト笠コンクリートについて、接合面が食い違わないよう施工していることが確認できる。<br>□６）その他（理由：　　）<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。<br><br>●判断基準<br><table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br>Ⅱ．品質 | 【５５】<br>鋼製自在枠工事 | □ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※ ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目
- □１）鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
- □２）鋼材の保管管理が適正であることが確認できる。
- □３）鋼材の組立・加工が適正であることが確認できる。
- □４）ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- □５）ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- □６）使用する石材の規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □７）中詰材の詰込みを適切に行っていることが確認できる。
- □８）地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
- □９）施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。
- □10）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 【５６】<br>砂防ソイルセメント工事 | □ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※ ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目
- □１）配合試験を行い、示方配合を決定していることが確認できる。
- □２）試験施工により、混合時間、転圧回数、敷均し厚、施工機械を決定していることが確認できる。
- □３）材料の計量記録、含水比試験の記録等により、示方配合を満足していることが確認できる。
- □４）材料の練混ぜ時間を管理しており、フェノールフタレイン溶液の散布によって、均一な混合状態となっていることが確認できる。
- □５）運搬・打設時間、敷均し、締固め、打継目処理及び養生方法等が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □６）降雨時の影響が無いよう対策を行っていることが確認できる。
- □７）圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □８）現場密度試験の結果が規格値を満足していることが確認できる。
- □９）地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
- □10）施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- □11）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br>Ⅱ．品質 | 【５７】<br>アンカー工事<br>（グラウンドアンカー工） | □ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※ ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）施工前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物及び湧水を調査していることが確認できる。
□２）アンカーの削孔に際して、削孔位置、削孔径、長さ及び方向が設計図書と一致しており、周囲の地盤を乱さないよう施工していることが確認できる。
□３）既存の地質資料により定着層のスライム形状を把握し、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定しながら施工していることが確認できる。
□４）削孔は直線性を保つように施工されており、削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し、洗浄されていることが確認できる。
□５）アンカー鋼材に注入材との付着を害するさび、油、泥等が付着していないことが確認できる。
□６）アンカー材の注入にあたっては、置換注入と加圧注入により所定の位置に正確に挿入していることが確認できる。
□７）孔内グラウトに際して、グラウトを最低部から注入し、削孔内の排水及び排気を確実に行い、所定のグラウトが孔口から排出していることが確認できる。
□８）アンカーの緊張・定着については、グラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認しながら、所定の有効緊張力が与えられるように緊張力を与えていることが確認できる。
□９）その他（ 理由： ）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 【５８】<br>切土補強土工事<br>（鉄筋挿入工） | □ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※ ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）施工前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物及び湧水を調査していることが確認できる。
□２）地山の掘削を適切に施工していることが確認できる。
□３）補強材に注入材との付着を害するさび、油、泥等が付着していないことが確認できる。
□４）削孔は直線性を保つように施工されており、完了後、スライムを除去していることが確認できる。
□５）補強材の打設角度や削孔長等を適切に管理していることが確認できる。
□６）注入材を確実に充填していることが確認できる。
□７）補強材を所定の位置に正確に挿入していることが確認できる。
□８）確認試験等を実施し、設計を満足していることが確認できる。
□９）その他（ 理由： ）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【５９】<br>地下水排除工事 | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

【共　通】

□１）指定材料の品質が、証明書類で確認できる。

□２）地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。

□３）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

□４）施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

□５）その他（理由：　　）

【集排水ボーリング工関係】

□１）ボーリングの施工に先立ち、孔口の法面を整形し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしていることが確認できる。

□２）集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。

□３）保孔管は、削孔全長に挿入していることが確認できる。

□４）保孔管のストレーナー加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□５）せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、受注者名を記入した標示板を立てていることが確認できる。

□６）その他（理由：　　）

【集水井工関係】

□１）集水井の施工にあたっては、常に観測（監視）計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録している。
ことが確認できる。

□２）ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。

□３）ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。

□４）梯子等の付属物が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□５）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【６０】<br>落石防止網工事 | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□２）材料に損傷がないことが確認できる。
□３）縦ロープ、横ロープ、補強ロープ等の配置、間隔、径が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□４）現地の土質条件を確認し、アンカー及び支柱を適切に配置していることが確認できる。
□５）アンカーの根入れ長が設計図書の仕様を満足しており、適切に施工していることが確認できる。
□６）想定される荷重に対して、アンカーが所定の耐力を有していることが確認できる。
□７）斜面の状況を確認して適切な長さの支柱を使用していることが確認できる。
□８）結合コイルでワイヤーロープと金網を適切に連結していることが確認できる。
□９）地山と最下段の横ロープと間に過度な隙間がなく、落石がネット内から路面に転がり出ることがないよう施工していることが確認できる。
□10）その他（　理由：　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br>Ⅱ．品質 | 【６１】<br>補強土壁工事 | □ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※ ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）盛土材の使用にあたって監督員の承諾を得ており、土質試験結果に基づき、適切な条件で締固めを実施していることが確認できる。
□２）第1層の補強材の敷設に先立ち、基盤面に排水処理を行っていることが確認できる。
□３）設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を所定の位置に敷設していることが確認できる。
□４）横断方向に敷設する面状補強材に継目を設けていないことが確認できる。
□５）縦断方向の補強材をすき間なく施工していることが確認できる。
□６）盛土材のまき出し及び締固めを壁面工側から順次奥へ施工しており、補強材にずれや損傷がないように締固めていることが確認できる。
□７）壁面の直線性や変形を確認しながらターンバックル等で壁面を調整していることが確認できる。
□８）盛土に先行して組立てられる壁面工の段数を２段までとしていることが確認できる。
□９）壁面工付近や隅角部の締め固めを振動コンパクタや小型振動ローラ等を用いて入念に締め固めていることが確認できる。
□10）補強材が適切に保管されていることが確認できる。
□11）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

| | | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 【６２】<br>軽量盛土工事<br>（ＥＰＳ） | □ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※ ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□２）施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。
□３）発砲スチロール材等に損傷が無いことが確認できる。
□４）軽量材の最下層ブロックを適切に設置していることが確認できる。
□５）軽量材のブロック間を緊結金具を用いて固定していることが確認できる。
□６）基盤に湧水がある場合監督職員と協議の上適切に処理していることが確認できる。
□７）軽量盛土材の仮置きにあたり、飛散防止等の対策を行っていることが確認できる。
□８）紫外線からの劣化防止のため、軽量盛土材をシートで覆っていることが確認できる。
□９）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br>Ⅱ．品質 | 【６３】<br>遊戯施設整備工事<br>（公園施設） | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）材料の品質が、証明書類で確認できる。
□２）施工基面が設計図書に示す高さに仕上げられ、整地の状況、公園施設との取合いを考慮していることが 確認できる。
□３）遊具を適切な方法で設置していることが確認できる。
□４）遊具のコンクリート基礎が地表面に露出していないことが確認できる。
□５）設置から工事完了までの期間、仮囲いをする等の安全対策を適切に講じていることが確認できる。
□６）子どもが直接触れる可能性がある部分について、適切に加工・仕上げていることが確認できる。
□７）遊具の地際部に防蝕対策を行っていることが確認できる。
□８）消耗部品材等の仕様、標準使用期間、安全点検の要点などの施設の安全確保に関わる資料を提出していることが確認できる。
□９）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

| | 【６４】<br>管きょ更生工事 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）材料の品質証明書又は試験成績書が整備され、かつ現場において材料の品質確認を適切に行っていることが確認できる。
□２）仕様書等に定められている品質管理が適切に実施していることが確認できる。
□３）事前調査により既設管きょの状況、取付管位置、障害物及び侵入水等の状況を十分に把握して施工を行っている。
□４）事前処理により施工時には支障のないよう適切な処置を行っている。
□５）仕上がり管渠内面に、しわ、たるみ、はく離、変形、不陸及び破損等が無く基準を満たしている。
□６）硬化性樹脂材を使用する場合、硬化圧力、硬化温度、硬化時間等の管理を適切に行っている。又、製管材を使用する場合、裏込材の配合、注入圧、注入量等の管理を適切に行っている。
□７）管きょ更生工事の有資格者(受注者)を現場に配置している。
□８）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【６５】<br>下水道<br>工事 | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

【共　通】

□１）材料の品質証明書又は試験成績書が整備され、かつ現場において材料の品質確認を適切に行っていることが確認できる。
□２）仕様書等に定められている品質管理が適切に実施していることが確認できる。
□３）管きょ、人孔の布設及び接合が、設計図書に基づいて適切に施工していることが確認できる。
□４）その他（　理由：　）

【開削工】

□１）掘削及び土止工において、設計図書に定められた仕様に基づいて適切に施工していることが確認できる。
□２）埋戻しにおいて、設計図書に定められた仕様に基づいて適切に施工していることが確認できる。
□３）舗装復旧において、設計図書に定められた仕様に基づいて適切に施工していることが確認できる。
□４）その他（　理由：　）

【推進工】

□１）推進工作業データにより、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。
□２）薬液注入工において、削孔・注入の状況及び効果が施工管理資料から確認できる。
□３）推進工事の有資格者(受注者)を現場に配置している。
□４）現場の条件で推力計算を行い、推進管の許容耐荷力、最大推進延長が確認できる。
□５）その他（　理由：　）

【シールド工】

□１）シールド推進工作業データにより、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。
□２）日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
□３）裏込材の配合、注入圧、注入量等を、仕様書等に基づいて施工していることが確認できる。
□４）薬液注入工において、削孔・注入の状況及び効果が施工管理資料から確認できる。
□５）その他（　理由：　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。　③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 目別運用表

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br>Ⅱ．品質 | 【６６】<br>ブロック舗装工事 | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

【路床・路盤工関係】

□１）設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
□２）路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□３）路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□４）路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
□５）路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□６）ブロックが平坦になるように路盤を転圧していることが確認できる。
□７）路盤面で横断勾配が確保されていることが確認できる。
□８）その他（　理由：　）

【ブロック舗装工関係】

□１）指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□２）舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□３）敷砂の路盤への流出防止が必要に応じ適切に行われていることが確認できる。
□４）敷砂の敷き均しが適切な方法で施工されていることが確認できる。
□５）目地材、サンドクッション材を適切な材料で施工していることが確認できる。
□６）端末部及び曲線部の処置を適切な方法で施工していることが確認できる。
□７）ブロックの敷設、不陸調整、転圧を適切な方法で施工していることが確認できる。
□８）目地砂の充填を適切な方法で施工していることが確認できる。
□９）その他（　理由：　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 目別運用表

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br>Ⅱ．品質 | 【６７】<br>グランド・コート舗装工事<br>（クレー）<br>（アンツーカー）<br>（ウレタン） | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

【共　通】

□１）舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□２）舗装工の路盤、基層及び表層を適切な方法で転圧していることが確認できる。
□３）散水について淡水を用いていることが確認できる。
□４）指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□５）その他（理由：　　）

【クレー舗装関係】

□１）表層を均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、仕上げていることが確認できる。
□２）仕上がり面に土塊が残らないように十分かきならしていることが確認できる。
□３）路床または下層土面をレーキで浅くかきならし、なじみよくしたうえで敷均し、転圧していることが確認できる。
□４）化粧砂が均一に敷均し、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げていることが確認できる。
□５）表層安定剤を所定量均一に散布し、転圧していることが確認できる。
□６）その他（理由：　　）

【アンツーカー舗装関係】

□１）アンツーカーを均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、仕上げていることが確認できる。
□２）路床または下層土面をレーキで浅くかき均し、なじみよくしたうえで敷均し、転圧していることが確認できる。
□３）表層安定剤を所定量均一に散布し、転圧していることが確認できる。
□４）その他（理由：　　）

【ウレタン舗装関係】

□１）基層を十分養生し、その仕上がりを確認してから表層を施工していることが確認できる。
□２）ウレタンベース層を適切な方法で施工していることが確認できる。
□３）ウレタンベース層硬化後に特殊プライマー材を均一に散布していることが確認できる。
□４）ウレタンベース層に順次ウレタン上塗り材を切れ目なく均一な厚さとなるよう塗布していることが確認できる。
□５）気象条件を配慮して施工していることが確認できる。
□６）地下水や雨水の影響を配慮して施工していることが確認できる。
□７）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 目別運用表

| 考査項目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【６８】<br>道路修繕工事<br>（その１） | ●評価対象項目<br>【共　通】<br>□１）使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる.。<br>□２）構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。<br>□３）監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。<br>□４）施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。<br><br>【床版補強工（鋼板接着工法）関係】<br>□１）ひびわれ状況を調査して適切な方法で処理していることが確認できる。<br>□２）接着面の不陸調整を行い、油脂類等を除去していることが確認できる。<br>□３）鋼板とアンカーボルト取付け穴の位置が一致するようマーキングしていることが確認できる。<br>□４）注入材の充填を適切な方法で施工していることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>【床版補強工（増桁架設工法）関係】<br>□１）床版部を清掃していることが確認できる。<br>□２）増桁を適切な方法で取り付けていることが確認できる。<br>□３）注入材を適切な方法で充填していることが確認できる。<br>□４）ひび割れを適切な方法で処理していることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>【床版増厚補強工関係】<br>□１）路面切削前に舗設計画を作成していることが確認できる。<br>□２）床版防水膜、橋面舗装を適切に施工していることが確認できる。<br>□３）ひびわれを適切な方法で処理していることが確認できる。<br>□４）床版部接着面の不陸調整を行っていることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>【支承工関係】<br>□１）既設支承の撤去にあたって、他の部分に損傷を与えないよう施工していることが確認できる。<br>□２）支承の取替・補修・補強・塗装にあたり、ジャッキアップ・ダウン等の方法を適切に行い、上部構造の品質・性能に支障をきたしていないことが確認できる。<br>□３）アンカーボルトやアンカーバーを定位置に精度よく取り付ける等、適切な方法で設置していることが確認できる。<br>□４）支承を適切な方法で設置していることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　） | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

# 目別運用表

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【６８】<br>道路修繕工事<br>（その２） | ●評価対象項目<br>【伸縮継手工関係】<br>□１）供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう既設の伸縮装置を撤去していることが確認できる。<br>□２）伸縮装置の設置にあたり、事前に遊間量を計測し、使用材料の適合を確認していることが確認できる。<br>□３）交通解放にあたり、コンクリートの強度発現が確認できる。<br>□４）伸縮装置からの漏水、有害なひび割れが無い。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>【落橋防止装置工関係】<br>□１）既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況を調査していることが確認できる。<br>□２）アンカーの削孔を、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないよう施工していることが確認できる。<br>□３）下地処理、現場塗装等を適切に施工していることが確認できる。<br>□４）落橋防止装置を適切な方法で施工していることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>【ＲＣ橋脚鋼板巻立て工関係】<br>□１）既設橋脚のコンクリート面に付着する汚物等を適切な方法で除去し、吸水防止剤を塗布していることが確認できる。<br>□２）アンカーを適切な方法で定着、鋼板を固定していることが確認できる。<br>□３）モルタルを適切な方法で注入していることが確認できる。<br>□４）現場溶接の施工及び品質管理が適正であり、試験及び検査を実施していることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>【橋脚コンクリート巻立て工関係】<br>□１）既設橋脚の巻立て部分を入念にﾁｯﾋﾟﾝｸﾞしていることが確認できる。<br>□２）コンクリートの品質が確認でき、適切な方法で施工していることが確認できる。<br>□３）コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□４）鉄筋の品質が証明書類で確認でき、組立及び加工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>［コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物］<br>□６）ひび割れが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。<br>□７）ひび割れが補修基準に達している場合、補修は適切に行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。<br>□８）ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、ｄ又はｅ評価とする。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

# 目別運用表

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【６８】<br>道路修繕工事<br>（その３） | ●評価対象項目<br>【橋脚繊維巻立て工関係】<br>□１）既設コンクリートの表面処理を入念に実施していることが確認できる。<br>□２）繊維シートを施工するにあたり、施工面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。<br>□３）施工時の天候、気温及び湿度等の条件を整理・記録していることが確認できる。<br>□４）繊維シートの付着が十分であることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>【注入工関係】<br>□１）適切な方法で注入していることが確認できる。<br>□２）グラウトパイプ等を適切に配置していることが確認できる。<br>□３）注入孔を適切に充てんしていることが確認できる。<br>□４）グラウト材の配合等が適切であることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>【漏水対策工関係】<br>□１）補修箇所を事前に調査していることが確認できる。<br>□２）補修材の設置前に下地処理を適切に施工していることが確認できる。<br>□３）補修材を適切に設置していることが確認できる。<br>□４）品質向上に向けた取り組みがみられることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>【断面修復工関係】<br>□１）発錆している鉄筋の裏側まではつり取り、鉄筋の錆を完全に除去後、速やかに防錆剤を塗布していることが確認できる。<br>□２）健全部に損傷を与えないよう不良部を完全に撤去し、断面修復前にはつり部の塵埃を高圧洗浄等により除去していることが確認できる。<br>□３）断面修復材の配合、施工管理が適切であり、施工後に浮き等がないことが確認できる。<br>□４）施工後に雨水、直射日光、風等が当たらないように養生していることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>【コンクリート表面被覆工関係】<br>□１）事前に高圧洗浄等によりコンクリート表面を洗浄し、コンクリート脆弱部、レイタンス、塵埃、苔等を除去していることが確認できる。<br>□２）材料の計量、撹拌時間を適正に管理し、規定の時間内に塗布していることが確認できる。<br>□３）施工時の天候、気温及び湿度、コンクリート表面の水分量等の施工条件を管理し、適切な条件下で塗布していることが確認できる。<br>□４）規定の回数で塗布されており、塗膜に割れ、剥がれ等がなく、被覆材がコンクリートに密着していることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　） | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

# 目別運用表

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【６８】<br>道路修繕工事<br>（その４） | ●評価対象項目<br>【コンクリートひび割れ注入工関係】<br>□１）ひび割れに沿ってワイヤブラシ、ディスクサンダー等で研磨して下地処理を行っており、必要に応じて油分を有機溶剤により除去していることが確認できる。<br>□２）ひび割れ幅等に応じて注入位置を決定しており、また、適切な間隔で注入器を設置していることが確認できる。<br>□３）注入材の配合が適切であり、適切な圧力で注入していることが確認できる。<br>□４）ひび割れ表面をシール材で完全に閉塞しており、注入にあたって注入材の漏れ、だれがないことが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>※　評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a<br>※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’<br>※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b<br>※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’<br>※　評価値が 60%未満 ・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

# 目別運用表

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">【６９】<br>仮設工事<br>（その１）</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目<br>【共　通】<br>□１）仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施していることが確認できる。<br>□２）周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施していることが確認できる。<br>□３）工事中の安全確保のための調査を十分に行っていることが確認できる。<br>□４）その他（理由：　　）<br><br>【工事用道路工関係】<br>□１）工事用道路の施工にあたり、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じていることが確認できる。<br>□２）工事用道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないよう適切に維持管理していることが確認できる。<br>□３）盛土が不等沈下を起さないように締固めていることが確認できる。<br>□４）盛土部の法面が崩壊しないよう締固めていることが確認できる。<br>□５）敷砂利を均一に敷均していることが確認できる。<br>□６）その他（理由：　　）<br><br>【仮橋・仮桟橋工関係】<br>□１）覆工板と仮橋上部との接合を適切に施工していることが確認できる。<br>□２）仮設高欄又は防舷材を適切に設置していることが確認できる。<br>□３）ウォータージェットを用いて杭橋脚を施工する場合は、後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせていることが確認できる。<br>□４）その他（理由：　　）<br><br>【路面覆工関係】<br>□１）覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等が起こらないよう施工していることが確認できる。<br>□２）路面覆工の横断方向端部に覆工板ずれ止め材を取り付けていることが確認できる。<br>□３）路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるように施工していることが確認できる。<br>□４）その他（理由：　　）</td></tr>
</table>

# 目別運用表

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br>Ⅱ．品質 | 【６９】<br>仮設工事<br>（その２） | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

【土留・仮締切工関係】

□１）仮締切工の施工にあたり、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工していることが確認できる。
□２）河川堤防の開削をともなう施工では仮締切を設置する場合には、国土交通省仮締切堤設置基準（案）の規定により施工していることが確認できる。
□３）埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋戻し十分に締め固めていることが確認できる。
□４）適切な含水比で埋め戻してることが確認できる。
□５）ウォータージェットを用いて仮設Ｈ鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせていることが確認できる。
□６）仮設Ｈ鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしていることが確認できる。
□７）タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一様に働くように締付けていることが確認できる。
□８）横矢板が掘削と並行してはめ込まれ、横矢板と掘削土壁との間に隙間がないことが確認できる。
□９）その他（理由：　　）

【じゃかご又はふとんかご設置工関係】

□１）詰石の大きさが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□２）詰石を適切に配置し空隙が少ないことが確認できる。
□３）適切な断面形状に布設していることが確認できる。
□４）その他（理由：　　）

【土工用防護柵設置工関係】

□１）支柱の根入れ長が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□２）地山の傾斜角度、高さ、土質及び工事の施工方法等を勘案の上施工していることが確認できる。
□３）防護網を用いる場合は筋違を設置していることが確認できる。
□４）土留板が適切に配置され、所定の強度（厚さ、材質）を満足していることが確認できる。
□５）防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
□６）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－２㊶

# 目別運用表

| 考査項目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【７０】<br>撤去工事 | ●評価対象項目<br>【共　通】<br>□１）本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工してることが確認できる。<br>□２）供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工していることが確認できる。<br>□３）建設副産物を適正に処理していることが確認できる。<br>□４）建設発生土を適正に処理していることが確認できる。<br>□５）殻運搬処理及び発生材運搬において、運搬物が飛散しないように適正な処置を行っていることが確認できる。<br>□６）工事の完成に際して、片付け、撤去、清掃が適切に行われていることが確認できる。<br>□７）環境保全に特に配慮していることが確認できる。<br>□８）その他（理由：　　）<br><br>【旧橋撤去工関係】<br>□１）旧橋撤去にあたり、振動、騒音、粉塵、汚濁水等により、第三者に被害 を及ぼさないよう施工していることが確認できる。<br>□２）床版破砕及び撤去に伴い、適切な工法を検討し施工していることが確認できる。<br>□３）旧橋撤去にあたり、適切に足場を管理していることが確認できる。<br>□４）旧橋撤去にあたり、適切に資材の落下防止対策を講じていることが確認できる。<br>□５）その他（理由：　　）<br><br>【撤去工（一般構造物）関係】<br>□１）他に影響を与えないよう舗装版を取壊していることが確認できる。<br>□２）舗装版の切断を適正な方法で施工、処理していることが確認できる。<br>□３）石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたっては、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないよう施工していることが確認できる。<br>□４）本体の部材に悪影響を与えないように鋼材を切断していることが確認できる。<br>□５）鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を充てんしていることが確認できる。<br>□６）根固めブロックの撤去にあたっては、付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬していることが確認できる。<br>□７）コンクリート表面処理を適正な方法で施工していることが確認できる。<br>□８）その他（理由：　　）<br><br>【伐採工関係】<br>□１）地拵え(伐倒、刈払、枝条整理等)を適切に施工していることが確認できる。<br>□２）残存木に損傷がないことが確認できる。<br>□３）伐採木の撤去にあたっては、付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬していることが確認できる。<br>□４）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>※　評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a<br>※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’<br>※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b<br>※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’<br>※　評価値が 60%未満 ・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br>Ⅱ．品質 | 【１００】<br>ほ場整備工事 | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）仕様書等で定められている品質管理を実施している。
□２）使用する材料が設計図書の仕様を満足しており、品質が証明書類で確認できる。
□３）工事測量により地区境界杭等を確認した上で、丁張を設置している。
□４）地区内の地表水及び地下水を排除しドライな状態で施工をしている。
□５）濁り等の防止に十分留意して施工している。
□６）石礫、根株等の処理を仕様書に定められたとおり実施している。
□７）表土剥ぎ取り、基盤造成、畦畔築立、基盤整地、表土整地を、仕様書及び設計図書に定められたとおり施工している。
□８）進入路は、耕作に支障のない位置・勾配で設置している。
□９）暗渠排水工を仕様書及び設計図書に定められたとおり施工している。
□10）用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工している。
□11）用・排水路の施工基面を平滑に仕上げている。
□12）用・排水路の法面のとおりがよい。
□13）構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めを実施している。
□14）二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。
□15）二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。
□16）道路盛土の転圧を十分行っていることが確認できる。
□17）敷砂利が仕様書に定めた品質を有しており、雑物等の混入がないことが確認できる。
□18）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

| 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 【１０１】<br>汎用化対策工事<br>（湧水処理） | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）使用する材料が設計図書の仕様を満足しており、品質が証明書類で確認できる。
□２）掘削断面に崩壊、過堀がないことが確認できる。
□３）管渠資材（吸水管、集水管等）の規格・品質が設計図書に適合しており、損傷がないことが確認できる。
□４）管渠（吸水管・集水管等）が良好に設置されていることが確認できる。
□５）管、継手、付属品（立上管、水甲、制御器等）の接続が適正であることが確認できる。
□６）被覆材が仕様書に定めた品質及び機能を有していることが確認できる。
□７）埋戻が十分なされていることが確認できる。
□８）表土復旧が適正に施工されていることが確認できる。
□９）弾丸暗渠の機能が適切であることが確認できる。
□10）管理制御器（水甲、水位制御器等）の機能が適正であることが確認できる。
□11）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【１０２】<br>ため池工事 | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

【共　通】

□１）仕様書等で定められている品質管理を実施している。
□２）材料の品質規定証明書が整備されている。
□３）雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施していることが確認できる。
□４）その他（理由：　　）

【堤体工関係】

□１）掘削、段切り等を適切に実施していることが確認できる。
□２）堤体部の盛り立て（締め固め等）を適切に実施していることが確認できる。
□３）法面を平滑に仕上げている。
□４）遮水シートの施工基盤面に凸凹がなく、平滑に仕上げている。
□５）遮水シートの重ね幅を確保し、適切に接合している。
□６）積ブロック、張ブロック、ブロックマット等を適切に施工している。
□７）その他（理由：　　）

【取水施設工、洪水吐工関係】

□１）旧施設の撤去に当たり形状寸法が確認でき、残存する場合には漏水の原因にならないよう適切な処置をしていることが確認できる。
□２）洪水吐、底樋等の構造物基礎について、基礎地盤の支持力確認を行い、必要に応じて地盤改良を適切に施工している。
□３）施工基面を平滑に仕上げている。
□４）構造物周辺の盛り立て（締め固め等）を適切に実施していることが確認できる。
□５）施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□６）鉄筋の組立、加工及びかぶりが、設計図書を満足していることが確認できる。
□７）コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□８）ゲート等設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認できる。
□９）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【１０３】<br>管水路工事<br>（パイプライン） | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |
| | | ●評価対象項目<br>□１）使用する材料が設計図書の仕様を満足しており、品質が証明書類で確認できる。<br>□２）管及び付属品（制水弁、空気弁等）に破損、キズがないことが確認できる。<br>□３）床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないよう適切に施工していることが確認できる。<br>□４）管及び付属品（制水弁、空気弁等）の布設を適切な方法で施工していることが確認できる。<br>□５）埋戻し材料が設計図書の仕様を満足し、適切に行われていることが確認できる。<br>□６）埋設物表示テープが適切に設置されていることが確認できる。<br>□７）コンクリート構造物等付帯構造物の施工にきめ細かな対応が行われている。<br>□８）舗装復旧が適正に施工され、周辺との段差がないことが確認できる。<br>□９）漏水がないことが確認できる。<br>□10）その他（理由：　　）<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。<br><br>●判断基準<br>評価値：90%以上 ／ 75%以上90%未満 ／ 60%以上75%未満 ／ 60%未満<br>ばらつきで判断可能：50%以下 a ／ 80%以下 a’ ／ 80%を超える b ／ 50%以下 b’ ／ 80%以下 b ／ 80%を超える c ／ 50%以下 b’ ／ 80%以下 c ／ 80%を超える c<br>ばらつきで判断不可能：b ／ b’ ／ c ／ c<br>注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。 | | | | | | |
| | 【１０４】<br>獣害防止柵<br>設置工事 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
| | | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |
| | | ●評価対象項目<br>□１）材料が設計図書の仕様を満足していることが、品質証明書類により確認できる。<br>□２）施工位置の確認を事前に監督職員及び地権者と確認を行ったことが確認できる。<br>□３）施工に際して支障となる施設（既存の柵等）がある場合、地元関係者と協議のうえ撤去・移動等したことが確認できる。<br>□４）金網の折り返し部分が地面と密着するよう、刈り払い機等により下地処理を行ったことが確認できる。<br>□５）支柱に連番を記入し、支柱間隔が全て規格値以内であることが確認できる。<br>□６）支柱の根入れ長さが確保されており、支柱が不安定な場合は対策が講じてあることが確認できる。<br>□７）コーナー部等で支柱が転倒する恐れのある箇所については、控え柱・支線の施工が適切に施工されていることが確認できる。<br>□８）支柱打ち込み後、金網をたるみの無いよう緊張させて固定されていることが確認できる。<br>□９）金網張り後、イノシシの地面からの侵入防止としてアンカーピンにて金網折り返し部が固定されていることが確認できる。<br>□10）その他（理由：　　）<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。<br><br>●判断基準<br>評価値：90%以上 ／ 75%以上90%未満 ／ 60%以上75%未満 ／ 60%未満<br>ばらつきで判断可能：50%以下 a ／ 80%以下 a’ ／ 80%を超える b ／ 50%以下 b’ ／ 80%以下 b ／ 80%を超える c ／ 50%以下 b’ ／ 80%以下 c ／ 80%を超える c<br>ばらつきで判断不可能：b ／ b’ ／ c ／ c<br>注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。 | | | | | | |

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考査項目 | 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br>Ⅱ．品質 | 【２００】<br>植栽（森林）工事 | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）地拵え(伐倒、刈払、枝条整理等)は適切に施工されている。
□２）保存木（保残木）は、適切に残置されている。
□３）苗木の表示票が整理されている。
□４）苗木の検収が行われ、規格外苗木の混入がない。
□５）苗木の管理（仮植、運搬、断幹、根の処理）は適切に施工されている。
□６）植栽（植穴、施肥、客土、密度、締固め等）は適切に施工されている。
□７）施肥（種類、施肥量､施肥方法等）は適切に施工されている。
□８）植付間隔及び配植が設計図書どおり管理されている。
□９）植栽密度を管理する標準地の配置は適切である。
□10）簡易施設は適切に実施されている。
□11）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

| 工種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 【２０１】<br>木製構造物工事（木製ダム） | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

□１）使用する木材に有害な腐れや割れ等の欠陥がないことが確認できる。
□２）木材の保管管理が適正であることが確認できる。
□３）横木、控木の組立が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□４）ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□５）ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□６）使用する石材の規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□７）中詰材の詰込みを適切に行っていることが確認できる。
□８）地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
□９）施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。
□10）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工 種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質</td><td>【２０２】<br>本数調整伐</td><td colspan="5">●評価対象項目<br>□１）選木は適正に実施されている。<br>□２）伐採木は完全に倒伏され整理されている。<br>□３）残存木に損傷等がない。<br>□４）残存木及び下層植生に必要な生育空間及び、光環境が確保されている。<br>□５）伐採高は地上高概ね0.5m以内である。<br>□６）残存木に巻き付いた蔓茎類は丁寧に切断、除去されている。<br>□７）林縁木の残存により林分保護がされている。<br>□８）標準地は類似林分毎に配置され、伐採率が適切に管理されている。<br>□９）簡易施設は適切に実施されている。<br>□10）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>※　評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a<br>※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’<br>※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b<br>※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’<br>※　評価値が 60%未満 ・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。</td></tr>
<tr><td>【２０３】<br>除伐</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">●評価対象項目<br>□１）植栽木へ支障のある雑木は、地際より除去されている。<br>□２）植栽木へ支障のない雑木は、残置されている。<br>□３）植栽木であっても、枯損木・損傷木・暴れ木等は伐採されている。<br>□４）伐採木は完全に倒伏され整理されている。<br>□５）残存木は損傷がない。<br>□６）肥料木は必要に応じて適切に処置（台切等）されている。<br>□７）植栽木に巻き付いた蔓茎類は、丁寧に切断、除去されている。<br>□８）林縁木の残存により林分保護がされている。<br>□９）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>※　評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a<br>※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’<br>※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b<br>※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’<br>※　評価値が 60%未満 ・・・・・・・・・・c<br><br>①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。<br>②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。<br>③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）<br>④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。</td></tr>
</table>

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【２０４】<br>枝落し | ●評価対象項目<br>□１）適期に施工されている。<br>□２）所定の高さまで施工されている。<br>□３）枯枝は落としてある。<br>□４）樹皮に損傷は無く、切断面は平滑（なめらか）に切除されている。<br>□５）残枝長は適正か。<br>□６）植栽木に巻き付いた蔓茎類は丁寧に切断、除去されている。<br>□７）標準地が適切に設置されている。<br>□８）林縁木の残存により林分保護がされている。<br>□９）作業方法等、安全管理は適切に施工されている。<br>□10）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>※　評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a<br>※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’<br>※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b<br>※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’<br>※　評価値が 60%未満 ・・・・・・・・・・c | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |
| | 【２０５】<br>下刈り | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
| | | ●評価対象項目<br>□１）適期に実施されている。<br>□２）植栽木に支障となる地被物は地際より丁寧に刈り払われている。<br>□３）植栽木の誤伐・損傷はない。<br>□４）二又木の処理がされている。<br>□５）刈払物により植栽木の乾燥防止が図られている。<br>□６）蔓茎類は地際より切断され、植栽木から除去されている。<br>□７）棚部の萌芽処理や蔓茎類の処理が適切に行われている。<br>□８）測量杭の確保等、境界の保全がされている。<br>□９）その他（理由：　　）<br><br>●判断基準<br>※　評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a<br>※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’<br>※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b<br>※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’<br>※　評価値が 60%未満 ・・・・・・・・・・c | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅱ．品質 | 【３００】<br>漁礁製作工事<br>漁礁設置・投入<br>工事 | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |

●評価対象項目

【製作関係】

□１）指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□２）コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□３）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□４）圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□５）施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□６）型枠、支保工の取り外し時及び転置、仮置に際し、コンクリート等強度を適正に管理している。
□７）鉄筋、鋼材等の規格がミルシート等で確認できる。
□８）コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□９）鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□10）スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□11）溶接管理が設計図書に基づき実施され、内容が確認でき、欠陥が無く満足している。
□12）コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□13）有害なひび割れが無い。
□14）ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□15）その他（理由：　　）

【沈設関係】

□１）気象・海象を十分調査して施工していることが確認できる。
□２）航行船舶に影響のないよう十分検討して施工していることが確認できる。
□３）礁体設置・投入の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
□４）設置・投入位置の測量において、特記仕様書で指定される機器を使用していることが確認できる。
□５）濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
□６）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c | c |

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | | a | a’ | b | b’ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ<br>Ⅱ．品質 | 上記以外の工事（情報ボックス工等）又は合併工事 | ＜Ａ＞ | 優れている | ｂより優れている | やや優れている | ｃより優れている | 他の評価に該当しない | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 | □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。 |
| | | ＜Ｂ＞ | □　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞<br>［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］<br>※　ばらつきの判断は別紙－３参照。 | | | | | | |

●評価対象項目

□１）理由：

□２）理由：

□３）理由：

□４）理由：

□５）理由：

□６）理由：

□７）理由：

□８）理由：

●判断基準

＜Ａ＞　対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事

※　評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a
※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’
※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b
※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’
※　評価値が 60%未満 ・・・・・・・・・・c
なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

＜Ｂ＞　対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

| | | ばらつきで判断可能 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超える |
| 評価値 | 90%以上 | a | a’ | b |
| | 75%以上90%未満 | a’ | b | b’ |
| | 60%以上75%未満 | b | b’ | c |
| | 60%未満 | b’ | c | c |

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a<br>優れている | b<br>やや優れている | c<br>他の評価に該当しない | d<br>劣っている |
|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅲ．出来ばえ | 【１】コンクリート構造物工事<br>【５】砂防構造物工事<br>【９】海岸工事<br>【１２】トンネル工事 | ●評価対象項目<br>□１）コンクリート構造物の表面状態が良い。<br>□２）コンクリート構造物の通りが良い。<br>□３）天端及び端部の仕上げが良い。<br>□４）ひび割れが無い。<br>□５）漏水が無い。<br>□６）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当５項目以上・・・a<br>該当４項目・・・・・b<br>該当３項目・・・・・c<br>該当２項目以下・・・d | |
| | 【２】土工事<br>（盛土・築堤工事等） | ●評価対象項目<br>□１）仕上げが良い。<br>□２）通りがが良い。<br>□３）天端及び端部の仕上げが良い。<br>□４）構造物へのすりつけなどが良い。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【２】切土工事 | ●評価対象項目<br>□１）規定された勾配が確保されている。<br>□２）切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。<br>□３）法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。<br>□４）滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。<br>□５）関係構造物等との取り合いが適切に施工さている。<br>□６）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当５項目以上・・・a<br>該当４項目・・・・・b<br>該当３項目・・・・・c<br>該当２項目以下・・・d | |
| | 【３】護岸・根固・水制工事<br>【５０】石・ブロック積（張）<br>工事<br>（護岸工事以外） | ●評価対象項目<br>□１）通りが良い。<br>□２）材料のかみ合わせが良く、ひび割れが無い。<br>□３）天端及び端部の仕上げが良い。<br>□４）既設構造物とのすりつけが良い。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【４】鋼橋工事 | ●評価対象項目<br>□１）表面に補修箇所が無い。<br>□２）部材表面に傷及びさびが無い。<br>□３）溶接に均一性がある。<br>□４）塗装に均一性がある。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【５】地すべり防止工事<br>【５７】アンカー工事<br>（グランドアンカー工）<br>【５８】切土補強土工事<br>（鉄筋挿入工）<br>【５９】地下水排除工事 | ●評価対象項目<br>□１）地山との取り合いが良い。<br>□２）天端、端部の仕上げが良い。<br>□３）施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。<br>□４）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当３項目以上・・・a<br>該当２項目・・・・・b<br>該当１項目・・・・・c<br>該当項目なし・・・・d | |
| | 【６】舗装工事 | ●評価対象項目<br>□１）舗装の平坦性が良い。<br>□２）構造物の通りが良い。<br>□３）端部処理が良い。<br>□４）構造物へのすりつけ等が良い。<br>□５）雨水処理が良い。<br>□６）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当５項目以上・・・a<br>該当４項目・・・・・b<br>該当３項目・・・・・c<br>該当２項目以下・・・d | |

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a<br>優れている | b<br>やや優れている | c<br>他の評価に該当しない | d<br>劣っている |
|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅲ．出来ばえ | 【７】法面工事 | ●評価対象項目<br>□１）通りが良い。<br>□２）植生、吹付等の状態が均一である。<br>□３）端部処理が良い。<br>□４）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当３項目以上・・・a<br>該当２項目・・・・・b<br>該当１項目・・・・・c<br>該当項目なし・・・・d | |
| | 【８】基礎工事<br>（地盤改良等を含む） | ●評価対象項目<br>□１）土工関係の仕上げが良い。<br>□２）通りが良い。<br>□３）端部及び天端の仕上げが良い。<br>□４）施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 | | ●判断基準<br>該当３項目以上・・・a<br>該当２項目・・・・・b<br>該当１項目・・・・・c<br>該当項目なし・・・・d | |
| | 【１０】コンクリート橋上部工事 | ●評価対象項目<br>□１）コンクリート構造物の表面状態が良い。<br>□２）コンクリート構造物の通りが良い。<br>□３）天端及び端部の仕上げが良い。<br>□４）支承部の仕上げが良い。<br>□５）ひび割れが無い。<br>□６）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当５項目以上・・・a<br>該当４項目・・・・・b<br>該当３項目・・・・・c<br>該当２項目以下・・・d | |
| | 【１１】塗装工事<br>（工場塗装を除く） | ●評価対象項目<br>□１）塗装の均一性が良い。<br>□２）細部まできめ細やかな施工がされている。<br>□３）補修箇所が無い。<br>□４）ケレンの施工状況が良好である。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【１３】植栽工事 | ●評価対象項目<br>□１）樹木の活着状況が良い。<br>□２）支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。<br>□３）支柱の取り付けが堅固である。<br>□４）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当３項目以上・・・a<br>該当２項目・・・・・b<br>該当１項目・・・・・c<br>該当項目なし・・・・d | |
| | 【１４】防護柵（網）工事 | ●評価対象項目<br>□１）通りが良い。<br>□２）端部処理が良い。<br>□３）部材表面に傷及び錆が無い。<br>□４）既設構造物とのすりつけが良い。<br>□５）きめ細やかに施工されている。<br>□６）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当５項目以上・・・a<br>該当４項目・・・・・b<br>該当３項目・・・・・c<br>該当２項目以下・・・d | |
| | 【１４】標識工事 | ●評価対象項目<br>□１）設置位置に配慮がある。<br>□２）表示板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。<br>□３）表示板の支柱に変色が無い。<br>□４）支柱基礎が入念に埋め戻されている。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a<br>優れている | b<br>やや優れている | c<br>他の評価に該当しない | d<br>劣っている |
|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅲ．出来ばえ | 【１４】区画線工事 | ●評価対象項目<br>□１）塗料の塗布が均一である。<br>□２）視認性が良い。<br>□３）接着状態が良い。<br>□４）施工前の清掃が入念に実施されている。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【１５】電線共同溝工事 | ●評価対象項目<br>□１）歩道及び車道の舗装(含､仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。<br>□２）ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。<br>□３）施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。<br>□４）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当３項目以上・・・a<br>該当２項目・・・・・b<br>該当１項目・・・・・c<br>該当項目なし・・・・d | |
| | 【１６】維持工事<br>【１７】修繕工事<br>【６８】道路修繕工事 | ●評価対象項目<br>□１）小構造物等にも注意が払われている。<br>□２）きめ細かな施工がなされている。<br>□３）既設構造物とのすりつけが良い。<br>□４）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当３項目以上・・・a<br>該当２項目・・・・・b<br>該当１項目・・・・・c<br>該当項目なし・・・・d | |
| | 【１８】機械設備工事 | ●評価対象項目<br>□１）主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。<br>□２）きめ細かな施工がなされている。<br>□３）土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。<br>□４）溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【１９】電気設備工事 | ●評価対象項目<br>□１）きめ細やかな施工がなされている。<br>□２）公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。<br>□３）動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。<br>□４）ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。<br>□５）操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。<br>□６）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当５項目以上・・・a<br>該当４項目・・・・・b<br>該当３項目・・・・・c<br>該当２項目以下・・・d | |
| | 【２０】通信設備工事・<br>受変電設備工事 | ●評価対象項目<br>□１）主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。<br>□２）公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。<br>□３）動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。<br>□４）当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。<br>□５）操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。<br>□６）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当５項目以上・・・a<br>該当４項目・・・・・b<br>該当３項目・・・・・c<br>該当２項目以下・・・d | |
| | 【２１】港湾築造工事<br>(海岸築造工事を含む) | ●評価対象項目<br>□１）構造物等の通りが良い。<br>□２）施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。<br>□３）構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。<br>□４）きめ細やかな施工がなされている。<br>□５）全体的な美観が良い。<br>□６）ひび割れが無い。（コンクリート工事が含まれる場合） | | ●判断基準（コンクリート工事がある場合）<br>該当５項目以上・・・a<br>該当４項目・・・・・b<br>該当３項目・・・・・c<br>該当２項目以下・・・d | ●判断基準（コンクリート工事がない場合）<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d |

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a<br>優れている | b<br>やや優れている | c<br>他の評価に該当しない | d<br>劣っている |
|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅲ．出来ばえ | 【２１】港湾浚渫工事 | ●評価対象項目<br>□１）規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。<br>□２）施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。<br>□３）施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。<br>□４）浚渫及び盛上り等の土砂が適切に処理されている。 | | ●判断基準<br>該当３項目以上・・・a<br>該当２項目・・・・・b<br>該当１項目・・・・・c<br>該当項目なし・・・・d | |
| | 【２１】ブロック製作工事<br>（ケーソン陸上製作工事を含む） | ●評価対象項目<br>□１）コンクリート構造物の肌が良い。<br>□２）コンクリート構造物の通りが良い。<br>□３）天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。<br>□４）ひび割れが無い。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【５１】かご工事<br>【５２】二次製品構造物工事<br>小型構造物工事 | ●評価対象項目<br>□１）通りが良い。<br>□２）既設構造物とのすりつけが良い。<br>□３）端部処理が良い。<br>□４）きめ細やかな施工がなされている。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【５３】河川浚渫工事 | ●評価対象項目<br>□１）規定された水深・勾配が確保されている。<br>□２）施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。<br>□３）施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。<br>□４）自然環境との調和が図られている。 | | ●判断基準<br>該当３項目以上・・・a<br>該当２項目・・・・・b<br>該当１項目・・・・・c<br>該当項目なし・・・・d | |
| | 【５４】矢板工事 | ●評価対象項目<br>□１）土工関係の仕上げが良い。<br>□２）通りが良い。<br>□３）きめ細やかな施工がなされている。<br>□４）施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【５５】鋼製自在枠工事<br>【２０１】木製構造物工事<br>（木製ダム） | ●評価対象項目<br>□１）構造物の通りが良い。<br>□２）天端及び端部の仕上げが良い。<br>□３）部材表面に傷及びさびが無い。<br>□４）地山との取り合いが良い。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【５６】砂防ソイルセメント工事 | ●評価対象項目<br>□１）構造物の通りが良い。<br>□２）天端及び端部の仕上げが良い。<br>□３）壁面材等にひび割れや損傷がない。<br>□４）漏水が無い。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a<br>優れている | b<br>やや優れている | c<br>他の評価に該当しない | d<br>劣っている |
|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅲ．出来ばえ | 【６０】落石防止網工事 | ●評価対象項目<br>□１）地山との取り合いが良い。<br>□２）金網やロープのたるみがない。<br>□３）きめ細やかに施工されている。<br>□４）端部処理が良い。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【６１】補強土壁工事<br>【６２】軽量盛土工事<br>（ＥＰＳ） | ●評価対象項目<br>□１）通りが良い。<br>□２）既設構造物とのすりつけが良い。<br>□３）きめ細やかに施工されている。<br>□４）端部処理が良い。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【６３】遊戯施設整備工事<br>（公園施設） | ●評価対象項目<br>□１）仕上げが良い。<br>□２）きめ細やかな施工がなされている。<br>□３）設置位置に配慮がある。<br>□４）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当３項目以上・・・a<br>該当２項目・・・・・b<br>該当１項目・・・・・c<br>該当項目なし・・・・d | |
| | 【６４】管きょ更生工事 | ●評価対象項目<br>□１）仕上がり管きょ内面の通りが良い。<br>□２）人孔管口及び取付管口の仕上がりが良い。<br>□３）漏水がない。<br>□４）施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。<br>□５）全体的な仕上がりが良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【６５】下水道工事 | ●評価対象項目<br>□１）管きょ及び構造物との接続が良い。<br>□２）インバート部の仕上げが良い。<br>□３）管きょの通りが良い。<br>□４）路面復旧の仕上がりが良い。<br>□５）全体的な仕上がりが良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【６６】ブロック舗装工事 | ●評価対象項目<br>□１）舗装の平坦性が良い。<br>□２）目地の通りが良い。<br>□３）端部処理が良い。<br>□４）構造物へのすりつけ等が良い。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【６７】グランド・コート舗装工事<br>（クレー舗装）<br>（アンツーカー舗装）<br>（ウレタン舗装） | ●評価対象項目<br>□１）舗装の平坦性が良い。<br>□２）端部処理が良い。<br>□３）構造物へのすりつけ等が良い。<br>□４）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当３項目以上・・・a<br>該当２項目・・・・・b<br>該当１項目・・・・・c<br>該当項目なし・・・・d | |
| | 【６９】仮設工事 | ●評価対象項目<br>□１）土工関係の仕上げが良い。<br>□２）通りが良い。<br>□３）細部まできめ細やかな施工がされている。<br>□４）端部処理が良い。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a<br>優れている | b<br>やや優れている | c<br>他の評価に該当しない | d<br>劣っている |
|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅲ．出来ばえ | 【７０】撤去工事 | ●評価対象項目<br>□１）土工関係等の仕上げが良い。<br>□２）既存構造物または周辺との取り合いが特に良い。<br>□３）きめ細やかな施工がなされている。<br>□４）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当３項目以上・・・a<br>該当２項目・・・・・b<br>該当１項目・・・・・c<br>該当項目なし・・・・d | |
| | 【１００】ほ場整備工事 | ●評価対象項目<br>□１）整地仕上げが良い。<br>□２）石礫、雑物等が適切に処理されている。<br>□３）営農に十分配慮された施工がなされている。<br>□４）水路、道路の通りが良い。<br>□５）法面仕上げが良い。<br>□６）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当５項目以上・・・a<br>該当４項目・・・・・b<br>該当３項目・・・・・c<br>該当２項目以下・・・d | |
| | 【１０１】汎用化対策工事<br>（湧水処理） | ●評価対象項目<br>□１）畦畔等埋戻し部の施工、仕上げが良い。<br>□２）石礫、雑物及び残土が適切に処理されている。<br>□３）営農に十分配慮された施工がなされている。<br>□４）管渠等（吸水渠、集水渠、弾丸暗渠等）の通りが良い。<br>□５）施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。<br>□６）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当５項目以上・・・a<br>該当４項目・・・・・b<br>該当３項目・・・・・c<br>該当２項目以下・・・d | |
| | 【１０２】ため池工事 | ●評価対象項目<br>□１）土工の仕上げが良い。<br>□２）通りが良い。<br>□３）天端及び端部の仕上げが良い。<br>□４）構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【１０３】 管水路工事<br>（パイプライン） | ●評価対象項目<br>□１）施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。<br>□２）管の通りが良い。<br>□３）漏水がない。<br>□４）路面復旧の仕上がりが良い。<br>□５）全体的な仕上がりが良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【１０４】 獣害防止柵設置工事 | ●評価対象項目<br>□１）部材表面に傷、錆等が無い。<br>□２）通りが良い。<br>□３）端部処理が良い。<br>□４）きめ細やかな施工がされている。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【２００】植栽（森林）工事 | ●評価対象項目<br>□１）植栽地の全体的な美観が良い。<br>□２）枝条等は等高線上に適切に整理されている。<br>□３）植栽木の配植が良い。<br>□４）簡易施設は適切で美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当３項目以上・・・a<br>該当２項目・・・・・b<br>該当１項目・・・・・c<br>該当項目なし・・・・d | |

# 考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

| 考 査 項 目 | 工　種 | a<br>優れている | b<br>やや優れている | c<br>他の評価に該当しない | d<br>劣っている |
|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形<br>及び<br>出来ばえ<br><br>Ⅲ．出来ばえ | 【２０２】本数調整伐 | ●評価対象項目<br>□１）伐採木は枝払い・玉切りされ、棚状に整理されている。<br>□２）全体的に美観が良い。<br>□３）理由：<br>□４）理由： | | ●判断基準<br>該当３項目以上・・・a<br>該当２項目・・・・・b<br>該当１項目・・・・・c<br>該当項目なし・・・・d | |
| | 【２０３】 除伐 | ●評価対象項目<br>□１）伐採木等の整理は適切である。<br>□２）蔓茎類は丁寧に切断・除去されている。<br>□３）植栽木に被害を与える恐れのある丈径木（雑木）は巻枯しを行っている。<br>□４）全体的に美観が良い。<br>□５）理由： | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 【２０４】枝落し | ●評価対象項目<br>□１）枯れ枝は全て除去されている。<br>□２）全体的な美観がよい。<br>□３）理由：<br>□４）理由： | | ●判断基準<br>該当３項目以上・・・a<br>該当２項目・・・・・b<br>該当１項目・・・・・c<br>該当項目なし・・・・d | |
| | 【２０５】下刈り | ●評価対象項目<br>□１）刈払物は植栽木の列間に整理されている。<br>□２）全体的な美観が良い。<br>□３）理由：<br>□４）理由： | | ●判断基準<br>該当３項目以上・・・a<br>該当２項目・・・・・b<br>該当１項目・・・・・c<br>該当項目なし・・・・d | |
| | 【３００】漁礁製作工事<br>漁礁設置・投入工事<br>0 | ●評価対象項目<br>□１）部材表面に傷及びさびが無い。<br>□２）通りが良い。<br>□３）きめ細やかな施工がなされている。<br>□４）沈設位置の精度が良い。<br>□５）全体的な美観が良い。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |
| | 上記以外の工事<br>又は<br>合併工事 | ●評価対象項目<br>□１）理由：<br>□２）理由：<br>□３）理由：<br>□４）理由：<br>□５）理由：<br>※　該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大５項目とする。 | | ●判断基準<br>該当４項目以上・・・a<br>該当３項目・・・・・b<br>該当２項目・・・・・c<br>該当１項目以下・・・d | |

別紙－3

## 出来形及び品質のばらつきの考え方

［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

①ばらつきが概ね50％以下と判断できる例

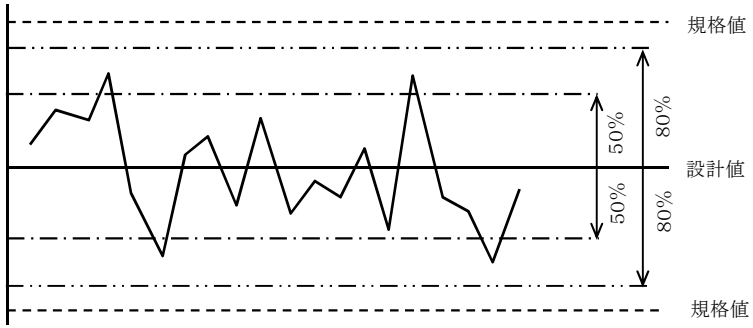


注 1）概ねとは、打点数の8割以上とする。
但し、上下限を大きく外れる場合はこの限りでない。

②ばらつきが概ね80％以下と判断できる例

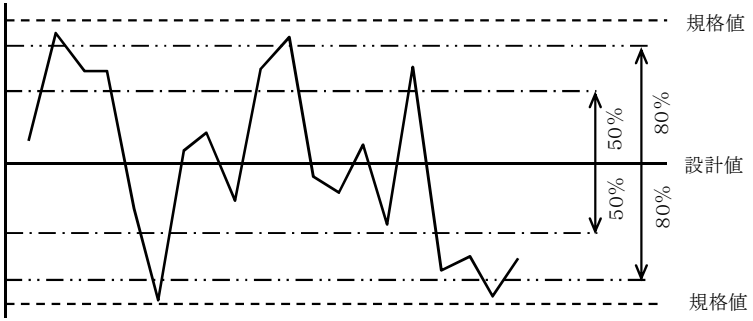


（上下限値のみの場合）

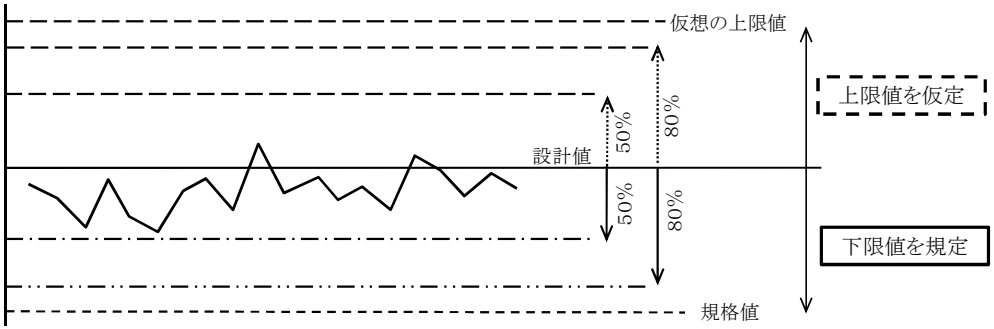


注 2）上（下）限値のない場合のばらつきの考え方は、設計値を基準として下（上）限値を反転した仮想の上（下）限値を設定し、ばらつきの％を考慮する。

3）規格値が設計値以上となる場合もしくは上（下）限値を仮定することが困難となる場合は、ばらつきの判断から除外する。

［度数表またはヒストグラムの場合］

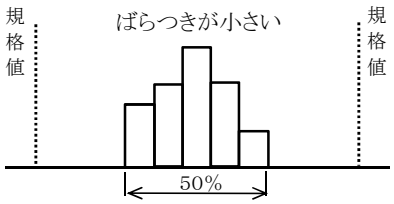


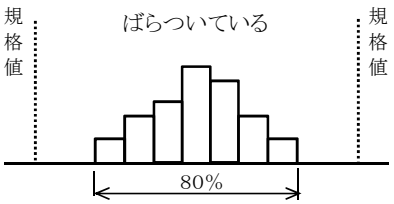


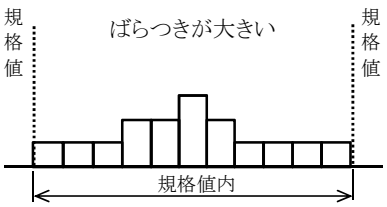

別紙－４ ①

# 「施工プロセス」のチェックリスト　（土木工事）

１．工 事 名　　工事　　第　　工区

２．工　　期　　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日

３．施工業者

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がＯＫであれば□にチェックマーク（☑）を記入し、ＯＫでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③用語の定義については、「契約後」とは当初契約後、「変更後」とは工期内に行う契約変更後とする。
④「施工プロセス」のチェックリストは、当初設計金額が１億円以上の工事について適用する。



| 考査項目 | 細別 | 確認項目 | チェックリスト一覧表（チェックの目安） | チェック時期（指示事項）着手前 | 施工中 | | | | | | | | | | | | 完成時 | 備考（指示事項及びその是正状況等） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １ 施工体制 | Ⅰ 施工体制一般 | ○契約工程表 | ・契約締結の５日以内に、契約工程表が提出された。（契約後、変更後） | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ○工事カルテ | ・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。（契約後、変更後、完成時） | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | |
| | | ○建設業退職金共済制度等 | ・掛金収納書の写しを契約締結後１ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後） | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。（施工時１回程度） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。（施工時１回程度） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ○施工体制台帳、施工体系図 | ・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（施工時の当初、変更時） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。（施工時の当初、変更時） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外であることを記載している。（施工時の当初、台帳提出の都度） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |

別紙－４ ②

# 「施工プロセス」のチェックリスト　（土木工事）



| 考査項目 | 細別 | 確認項目 | チェックリスト一覧表（チェックの目安） | チェック時期（指示事項）着手前 | 施工中 | | | | | | | | | | | | 完成時 | 備考（指示事項及びその是正状況等） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 施工体制 | Ⅰ 施工体制一般 | ○施工体制台帳、施工体系図 | ・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | |
| | | | ・施工体系図に記載のない業者が作業していない。（施工時　１回／月程度） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。（施工時の当初、変更時） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工時の当初、変更時） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ○建設業許可標識 | ・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。（施工時１回程度） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | Ⅱ 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者 | ○現場代理人 | ・現場代理人は、現場に常駐している。（施工時　１回／月程度） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ○専門技術者の配置 | ・専門技術者を専任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜） | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ○作業主任者の選任 | ・作業主任者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜） | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ○監理技術者（主任技術者）の専任制 | ・資格者証の内容を確認した。（着手前） | ( / ) □ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ・配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。（着手前） | ( / ) □ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ・専任で現場に配置している。（必要な資格を有する代理の技術者を配置している場合等を除く。）（施工時　１回／月程度） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。（施工時、打合せ時） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ○現場技術員 | ・現場技術員との対応が適切である。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ○下請業者の把握 | ・下請業者が山口県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |

別紙－４ ③

# 「施工プロセス」のチェックリスト　（土木工事）



| 考査項目 | 細別 | 確認項目 | チェックリスト一覧表（チェックの目安） | チェック時期（指示事項）着手前 | 施工中 | | | | | | | | | | | | 完成時 | 備考（指示事項及びその是正状況等） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 施工状況 | Ⅰ 施工管理 | ○設計図書の照査等 | ・契約書第18条第１条第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行っている。（着手前、施工時適宜） | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工時適宜） | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ○施工計画書 | ・施工（変更を含む）に先立ち、提出した。（着手前、変更時） | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・記載内容と現場施工方法と一致している。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時） | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ○施工管理<br>・工事材料管理 | ・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ・出来形、品質管理 | ・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ・イメージアップ | ・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ○検査(確認を含む)及び立会い等の調整 | ・監督員の立合いにあたって、あらかじめ立合願を提出している。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・段階確認の確認時期が、適切である。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ○工事の着手 | ・工事着手を確認した。（特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合は、その期日までに工事着手したことを確認した。）（着手時） | ( / ) □ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ○支給品及び貸与品 | ・受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしている。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ○建設副産物及び建設廃棄物 | ・請負者は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。（施工時適宜） | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ○指定建設機械類の確認 | ・指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。（施工時　１回程度） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |

別紙－４ ④

# 「施工プロセス」のチェックリスト　（土木工事）



| 考査項目 | 細別 | 確認項目 | チェックリスト一覧表（チェックの目安） | チェック時期（指示事項）着手前 | 施工中 | | | | | | | | | | | | 完成時 | 備考（指示事項及びその是正状況等） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ２ 施工状況 | Ⅱ 工程管理 | ○工程管理 | ・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・現場の休日の確保を行った記録が整理されている。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | Ⅲ 安全対策 | ○安全活動 | ・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・店社パトロールを実施し、記録がある。（施工時　１回／月程度） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・安全・訓練等を実施し、記録がある。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・新規入場者教育を実施し、記録がある。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・過積載防止に取り組んでいる記録がある。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時　１回／月程度） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | ○安全パトロールの指摘事項の処理 | ・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時適宜） | | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | Ⅳ 対外関係 | ○関係機関等 | ・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。（施工時適宜） | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。（施工時適宜） | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |
| | | | ・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。（施工時適宜） | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | ( / ) □ | | |

別紙－５

# 工事成績評定の留意事項

## 目　　次


１　評定の方法について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　評定の基本的な考え方について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　「評価対象項目」の評価の考え方について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４　コンクリート構造物品質確保ガイドと評価の関連について　・・・・・・・・・・・　３

５　工事特性、創意工夫、社会性等の評価について　・・・・・・・・・・・・・・・・　４

６　施工プロセスチェックリストと評価の関連について　・・・・・・・・・・・・・・　６

７　社内の管理基準の設定及び管理方法と評価の関連について　・・・・・・・・・・・　６

８　出来形の評価について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

９　品質の評価について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

10　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

## １　評定の方法について

### ⑴　考査項目別の評価

監督職員並びに検査職員（以下「評定者」という）は、「工事成績評定表」に示すそれぞれの該当考査項目について、別紙－１～２「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」に基づき評価を行います。

### ⑵　考査項目別の採点及び算出

評定者は、「考査項目別の評価」の評価結果をもとに「工事成績評定表」により評価者ごとの評定点、項目別評定点及び評定点合計を算出します。

## ２　評定の基本的な考え方について

評定における「評価対象項目」は、関係法令や契約書、共通仕様書、各種技術基準等に基づく事項であり、記された内容については、そのほとんどが、受注者が遵守すべき内容（「契約事項」）となっています。

「契約事項」は、受注者の責任において自ら遂行（発注者の助言や指導なしに）しなければならないものであることから、基本的に受注者が自主的に実施できない場合は、「評価対象項目」を評価できないこととなります。

このため、監督職員からの指導や助言又は検査職員からの指摘や指導等が多くなるにつれて評価は低くなります

## ３　「評価対象項目」の評価の考え方

工事成績評定では、工事を受注して完成させるまでの過程において、監督職員からの指導や助言なしに契約を履行できたかどうか確認して評価を行います。

また、評価にあたっては、「透明性」や「客観性」が求められることから、検査職員は「施工プロセスのチェックリスト」及び「工事打合せ簿」の記録も踏まえ評価することとしています。

山口県では、このことを踏まえて以下のとおり運用します。

⑴　「工事成績採点表の考査項目別運用表」における「評価対象項目」に「レ」点を付す（評価する）ことができるのは、当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合のみとします。

但し、当面の間、監督職員からの指導や助言に対する改善が速やかに実施された場合は「レ」点を付すこととします。

検査職員は、検査において「施工プロセスチェックリスト」（当初請負対象設計額１億円以上の工事）や「工事打合せ簿」の指摘事項の内容も評価に反映します。

なお、検査時に必要な書類が確認出来ない場合は、別途提示されても評価しません。

⑵　受注者が契約不履行に至る可能性が認められた場合は、それを指摘し指導をして改善させることになりますが、この場合、次のとおり評価します。

### ア　第１段階目の指導（通知）

「工事打合せ簿」により「通知」として指導を行った場合、改善されても「評価対象項目」に「レ」点は付きません。

**イ　第２段階目の指導（改善指示）**

「通知」により改善されない場合は、「工事打合せ簿」により、「指示」として指導を行います。

この場合、改善されても、該当する考査項目の細別は「ｄ」評価、改善されない場合は「ｅ」評価となります。

## ４　コンクリート構造物品質確保ガイドと評価の関連について

現場打ちのコンクリート構造物のうち、鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物、水密性を要する無筋コンクリート構造物（止水板を設置する護岸等）を対象とし、以下により評価します。

### ４－１　ひび割れが発生した工事の評価

①　ひび割れが調査基準に達していない場合、該当する工種の考査項目別運用表の評価対象項目及び判断基準で評価します。（ひび割れが発生していない場合の評価と同様です。）

②　ひび割れが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合の取り扱いは以下のとおりとします。

ア　発生したひび割れの調査が適切に行われていれば、上記①のとおりとします。

イ　発生したひび割れの調査が不適切あるいは未実施であれば、「ｃ」評価とします。

③　ひび割れが補修基準に達している場合の取り扱いは以下のとおりとします。

ア　発生したひび割れの調査が適切に行われ、さらに、適切に補修（中間検査等においては、適切な補修が計画されているものを含む。以下同じ）されていれば、上記①のとおりとします。

イ　発生したひび割れの補修は適切に行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、「ｃ」評価とします。

ウ　発生したひび割れの補修が適切に行われていなければ、「ｄ」または「ｅ」評価とします。

④　中間検査等で検査を行った箇所も、完成検査時に再度確認することとし、ひび割れが発生・進展している場合には、上記①～③によることとします。

※　ひび割れ発生の有無にかかわらず、監督職員が文書で指示を行った場合や、検査職員が補修指示を行った場合は、「ｄ」または「ｅ」評価となります。

### ４－２　コンクリートの温度履歴計測を実施した工事の評価

県が推奨する温度履歴計測を行う施工記録あるいはこれと同等以上の施工管理計画を計画し、かつ実施している場合、以下の評価対象項目を評価します。

**（考査項目別運用表　別紙－１⑩　５.創意工夫）**

| |
|---|
| **□ 2）コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。** |

（考査項目別運用表　別紙－２①　２．施工状況　Ⅰ．施工管理）

| |
|---|
| □12）その他（理由：コンクリートの温度履歴計測を実施した。） |

※県が推奨する温度履歴計測を行う施工記録あるいはこれと同等以上の施工管理計画を計画し、かつ実施している場合とは、以下の内容が施工計画書等に記述されかつ実施されている場合をいいます。

① 施工計画書またはコンクリート打設計画書等に具体的なコンクリートの施工方法を記述している。

② 県が推奨する温度計測を実施し（温度計測箇所及び計測時期が適切である場合に限る）、その結果を記録している。

③ コンクリート施工記録を適切に作成し提出している。

※適用範囲、ひび割れの調査及び補修等の詳細については、山口県のホームページに掲載されている「コンクリート構造物品質確保ガイド」を参照して下さい。

（参考）工程管理Ｂ及び安全対策Ｂの評価の判断基準について

工程管理Ｂ及び安全対策Ｂの判断基準については、該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行うこととしていますが、その目安については以下のとおりです。

※　該当項目が３項目以上・・・・・・・・ａ
※　該当項目が２項目・・・・・・・・・・ｂ
※　該当項目が１項目・・・・・・・・・・ｃ

## ５　工事特性、創意工夫、社会性等の評価について

### ５－１　工事特性

当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応した場合に評価します。（都市部での工事や、期間が長い工事、維持工事等は安全の確保や各種調整等に困難を伴うため、その履行が的確に行われた場合に評価します。）

### ５－２　創意工夫

工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価します。（企業独自の技術力やアイディア等により品質や安全、工程などが特に改善され、無駄なコスト削減、現場での作業効率が上がった場合等に評価します。）

＜基本的な考え方＞

① 当該工事において自ら立案実施する意義のある提案であること。

② 事前に提案されていること（実施前に「施工計画書」または「工事打合せ簿」等により提出されている）。

③ 提案内容に期待される効果、特筆すべき便益が確認された場合は評価の対象とする。

④ 提案内容は、施工期間中、一貫して実施されていること。

⑤ 実施後、具体的な効果を確認できる資料が提出されていること。

※ 上記①から⑤の全てに該当する場合、評価対象となります。

＜一般的に評価の対象とならない事項＞

① 関係諸法令に規定されている事項。

② 契約図書・施工管理基準・仕様書等に記載されているもの。

③ 会社全体としての取り組み。

④ 一般的に実施されているもの。（従前評価した内容であっても、時間経過とともに一般的に実施されるようになったものを含む。）

⑤ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費に含まれているもの。

⑥ 総合評価競争入札方式の技術提案内容。

＜留意事項＞

・「ICT 活用工事」で加点を行う場合は、最大５点とします。

・新製品、新機種を使用することが、必ずしも創意工夫に該当するものではありません。効果を確認できない場合は評価しません。

## ５－３ 社会性等（地域への貢献等）

＜基本的な考え方＞

① 工事期間中であること。

② 事前に提案されていること。

③ 当該工事と関連性があること。

④ 設計に計上するべき内容でないこと。

⑤ 地域に恩恵を及ぼす内容であること。

⑥ 地域において当該工事の評価向上に資する内容であること。

⑦ 工事実施における地元の条件処理でないこと。

⑧ 貢献した事実が明確に確認できること。

※ 上記①から⑧の全てに該当する場合、評価対象となります。
なお、会社全体としての取り組みは、評価の対象となりません。

＜参考例＞

**○ 周辺環境への配慮、地域の環境美化・保全に貢献するもの。**

例）河川等の清掃活動に積極的に参加した。

○　地域の活性化（教育、文化）への取組みに貢献するもの。

例）祭りや伝統行事へ積極的に参加した。

○　地域の安全・安心に貢献するもの。

例）道路・歩道の清掃、公園、公共の駐車場等の草刈り、防犯灯の清掃等を積極的に行った。

災害時に地域住民等の支援を行った。

（災害復旧支援活動、防災支援活動等を積極的に行った。）

○　公共工事のイメージアップに貢献するもの

例）地域住民を対象に現場見学会を行った。

## ６　施工プロセスチェックリストと評価の関連について（施工プロセスチェックリストの活用）

当初請負対象額１億円以上の工事は､別紙－４①～④｢施工プロセスチェックリスト｣を活用し、評価します。

## ７　社内の管理基準と評価の関連について

宇部市では、「社内の管理基準に基づく管理」について、県の規格値の５０%若しくは８０％と設定し、施工計画書に明記した上で、その基準に基づき管理した場合に、評価対象となる項目を評価していましたが、以下のとおり変更します。

**＜社内の管理基準に基づく管理＞**

①　社内の管理基準を県の規格値より厳しく定め、その基準に収めるための方策（基準内に収めるための工夫）を施工計画書に明記していること。

②　社内の管理基準を超えた場合の対応を施工計画書に明記していること。

③　管理図表に社内管理基準値を明示し管理していること。

注 1)　設定に当たっては適切な規格値として下さい。県が定める規格値の一律何パーセントとしてもかまいませんが有効に機能するよう設定するようにして下さい。但し、余裕があり過ぎる場合は評価しません。（例　県の規格値の９９％とする。）

2)　ばらつきについては、測定値が県の規格値の概ね５０％又は８０％以内に収まっているかどうかにより判断します。

3)　山口県土木工事施工管理基準に定めのない場合において、受注者が独自に定めた場合も同様に評価しますが、この場合、出典元等の根拠が施工計画書に記載され、有意義な数値と認められる場合に限り評価します。

## 8　出来形の評価について

### ⑴　評価方法

・検査職員は、測定値のばらつきと評価対象項目の評価数で判断します。

・監督職員は、測定値のばらつきのみで判断します。

（考査項目別運用表のとおり）

### ⑵　ばらつきの判断

・主たる工種（最も金額の大きい工種）で判断します。

・同程度の金額の工種が複数ある場合、それぞれ評価し最も低い結果を採用します。

・同種の構造物（施工管理基準の章・節・条・枝番が同じ）でばらつきを判断します。

・連続して機能する構造物も同種の構造物としてばらつきを判断します。

（例：排水構造物）

・現場の実測値が設計値となる場合は、ばらつきで判断しません。

（例：舗装補修の舗装幅、法面保護工の法長、断面修復工の寸法、砕石基礎・ブロック積工の裏込材の厚さ・均しコンクリートの幅等。）

・メーカー型枠等を使用する製作工事並びに区画線工は、ばらつきで判断しません。

（例：異形ブロック製作工など。）

・県の規格値が小さい（5㎜未満）場合は、ばらつきで判断しません。

（例：橋梁伸縮装置、桁製作工の一部、コンクリート舗装工の目地段差）

・必要以上に設けた測定値は、ばらつき判断の対象としません。

（例：測点間隔 20mの工事について、10m間隔の管理測点数を追加する。）

＜ばらつきの判断基準（検査職員）＞

| 評価対象項目の評価数 | 測定値のばらつき | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 県の規格値の概ね50％以内 | 県の規格値の概ね80％以内 | 県の規格値を満足 | ばらつきで判断不可能 |
| 4項目以上 | a | b | c | b |
| 3項目 | a’ | b | c | b |
| 2項目 | b’ | b’ | c | b’ |
| 1項目以下 | c | c | c | c |

・ばらつきで判断できない工種は、「ばらつきで判断不可能」として評価対象項目の評価数のみで判断します。

・測定方法や測定値が不適切な場合は「ｄ」又は「ｅ」評価となります。

※概ねとは打点数の８割以上とします。

### ⑶　不可視部分（工事目的物が完成後隠れて見えなくなる部分）が無い工事の評価

切土のみの工事等、不可視部分が無い工事について、出来形及び施工状況が写真等により確認できる場合は、以下の評価対象項目に理由を記入の上、評価します。

（考査項目別運用表　別紙－２②　３．出来形及び出来ばえ　Ⅰ.出来形）

| |
|---|
| □ 6）その他（理由：出来形及び施工状況が写真により確認できる。） |

## ９　品質の評価について

### ⑴　評価方法

#### ①　対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

以下の「②　対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事」及び「③　維持修繕工事」以外の工事　（一般的な土木工事）

【検査職員】

・測定値のばらつきと評価値で評価します。
　なお、試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない等の場合は、評価対象項目（評価値）だけで判断します。

【監督職員】

・測定値のばらつきのみで評価します。

（考査項目別運用表のとおり）

#### ②　対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事

（例：河川浚渫工、取壊し工等）

【検査職員】

・評価値のみで評価します。

【監督職員】

・品質管理項目がないため「ｃ」評価以下とします。

（考査項目別運用表のとおり）

#### ③　維持修繕工事

【検査職員】

・考査項目別運用表【16】維持工事又は【17】修繕工事により品質を評価する場合は評価項目数のみで評価します。
・考査項目別運用表【68】道路修繕工事により品質を評価する場合は評価値のみで評価します。

【監督職員】

・監督職員は評価項目数のみで評価します。

（考査項目別運用表のとおり）

#### ※　その他の留意事項

・検査職員の評価において評価対象項目が２項目以下の場合は「ｃ」評価以下とします。
・監督職員の評価において品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価以下とします。

（考査項目別運用表のとおり）

### ⑵　ばらつきの判断

・主たる工種（最も金額の大きい工種）で判断します。
・同程度の金額の工種が複数ある場合、それぞれ評価し最も低い結果を採用します。
・同種の材料及び試験項目ごとに判断します。
　（例：生コン 18-8-40 BB の場合、下線の４種別が全て同一のもの。）
・測定数が１０点未満の場合は、ばらつき判断不可能とします。
　（考査項目別運用表の試験結果の「打点数が少なくばらつきの判断が出来ない」場合とは１０点未満とします。）
・測定値は、施工管理基準の試験基準を基本とします。
　（必要以上に設けた測定値は、ばらつき判断の対象としません。）

## 10　その他

### ⑴　工事書類の簡素化

山口県が令和３年３月に事務手続き等の適正化及び簡素化を目的として「土木工事書類作成マニュアル（案）」を作成しており、マニュアルでは、土木工事共通仕様書や工事請負契約書、諸法令等における工事関係書類の位置づけと取扱いを明確にし、また、段階確認における書類のやりとりの簡素化を図るとともに、書類のやりとりが必要な段階確認項目を明確にしています。

以下の評価対象項目では、マニュアルの趣旨に則り、書類を適切に作成し、提出又は提示しているか確認した上で評価します。

**（考査項目別運用表　別紙－２①　２．施工状況　Ⅰ．施工管理）**

| |
|---|
| **□10）　工事関係書類を過不足なく作成していることが確認できる。** |

※「土木工事書類作成マニュアル（案）」については、山口県技術管理課ウェブサイト
（https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/gizyutukizyun/20120720001.html）
を参照ください。

### ⑵　施工計画書の評価

施工計画書の提出時期、記載内容等を確認の上で評価します。

このうち、記載内容については、所定の項目が記載され、かつ現場の地形や気象状況等の現場固有の条件を十分に把握し、その対策を記述している場合に評価します。

なお、マニュアル化されたものや他の工事の使いまわしなどで、設計図書や現場条件と施工画書の内容が不整合となる場合等は評価しません。

**（考査項目別運用表　別紙－１①　１．施工体制　Ⅰ．工体制一般）**

| |
|---|
| **□ 5）施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。** |

以下の評価対象項目についても、施工計画書に上記内容の記述がある場合に評価します。

**（考査項目別運用表　別紙－１①　１．施工体制　Ⅱ．配置技術者）**

| |
|---|
| **【監理（主任）技術者を評価する項目】**<br>**□ 2）契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。**<br>**□ 5）監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。** |

### ⑶　下請けの引き取り検査の評価

下請けの立会いのもと、元請が引き取り検査を実施し、契約条項及び関係法令に照らして適切に履行していることが確認できる場合に評価します。

引き取り検査の内容が不十分と判断した場合は評価しません。

### ⑷　工事現場における標示施設等の評価（別紙－１④　２．施工状況 Ⅳ．**対外関係 □ 6）**）

周辺住民や通行者等に対し、工事の目的や内容等の情報を工事看板などにより分かりやすく周知し、公共事業への理解を深める取り組みを行った場合に評価します。

（通常の工事看板（例：「○○をしています。」等）のみでは評価しません。）

令和4年度改正

令和4年4月1日版

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

## （公共建築工事用）

| | | |
|---|---|---|
| 別紙－1 | 監 督 職 員①～⑭ | 改定 |
| 別紙－2 | 検査職員①～⑥ | |
| 別紙－3 | 「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事） 基本事項 | |
| 別紙－3 | 「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事） 1/3～3/3 | 改定 |

使用上の注意事項

1. 原則として記載された各評価項目を使用することとするが、工事内容等により、該当しないものは削除しても良いものとする。
2. 各評価項目の文面は、実状に合わせて変更しても良いものとする。ただし、評価内容は変更しないものとする。
3. 本運用表の各評価対象項目に「レ点」を付すことができるのは、当該評価対象項目に関して、受注者が自主的に実地している場合とし、監督職員の指導や助言を過度に必要とした場合は、「レ点」を付さないものとする。

別紙－1

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（公共建築工事）

## 考査項目別運用表

監督職員①

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 1. 施工体制 | Ⅰ.施工体制一般 | | □① 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 |
| | | □ | □② 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 |
| | | | □③ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 |
| | | | □④ 現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。 |
| | | | □⑤ 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 |
| | | | □⑥ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 |
| | | □ | □⑦ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 |
| | | | □⑧ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 |
| | | □ | □⑨ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 |
| | | □ | □⑩ その他 |
| | | | 理由: |
| | | | （減点）該当すればd評価とする。 |
| | | | □ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 |
| | | | （減点）該当すればe評価とする。 |
| | | | □ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 |

評価

a:施工体制が優れている。　b:施工体制が良好である。　c:施工体制が適切である。　d:施工体制がやや不適切である。
e:施工体制が不適切である。

| | |
|---|---|
| 該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 |
| 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b | ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 |
| 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c | ③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数() |
| 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 評価＝ | | |

別紙－1

# 考査項目別運用表

監督職員②

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 1. 施工体制 | Ⅱ.配置技術者<br>（現場代理人等） | | □① 現場代理人として、工事全体の把握ができている。 |
| | | | □② 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 |
| | | | □③ 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 |
| | | | □④ 工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項（以下、「契約書第１８条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。 |
| | | | □⑤ 書類及び資料が適切に整理されている。 |
| | | | □⑥ 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 |
| | | □ | □⑦ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 |
| | | □ | □⑧ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 |
| | | | □⑨ 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 |
| | | | □⑩ 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 |
| | | | □⑪ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 |
| | | □ | □⑫ 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者（現場代理人/監理技術者/主任技術者）について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 |
| | | □ | □⑬ その他<br>理由： |
| | | | （減点）該当すればd評価とする。 |
| | | | □ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 |
| | | | （減点）該当すればe評価とする。 |
| | | | □ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 |

評価

a：配置技術者として優れている。　b：配置技術者として良好である。　c：配置技術者として適切である。
d：配置技術者としてやや不適切である。　e：配置技術者として不適切である。

| | |
|---|---|
| 該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 |
| 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b | ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 |
| 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c | ③ 評価値（%）＝評価数(　　)／対象評価項目数() |
| 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 評価＝ | | |

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

※3. 特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合は、特例監理技術者を評価するものとする。

別紙－1

# 考査項目別運用表

監督職員③

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 2. 施工状況 | Ⅰ.施工管理 | | □① 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 |
| | | | □② 施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。 |
| | | | □③ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 |
| | | | □④ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 |
| | | | □⑤ 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を、常時適切に行っている。 |
| | | □ | □⑥ 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 |
| | | | □⑦ 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 |
| | | | □⑧ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 |
| | | | □⑨ 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 |
| | | | □⑩ 現場内での整理整頓が、常時に行われている。 |
| | | | □⑪ 使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 |
| | | | □⑫ 社内検査が計画的に行われている。 |
| | | | □⑬ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 |
| | | □ | □⑭ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 |
| | | □ | □⑮ 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 |
| | | □ | □⑯ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 |
| | | □ | □⑰ その他 |
| | | | 理由： |
| | | | （減点）該当すればd評価とする。 |
| | | | □ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 |
| | | | （減点）該当すればe評価とする。 |
| | | | □ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 |

評価

a：施工管理が優れている。　b：施工管理が良好である。　c：施工管理が適切である。　d：施工管理がやや不適切である。
e：施工管理が不適切である。

| | |
|---|---|
| 該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 |
| 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b | ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 |
| 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c | ③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数() |
| 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 評価＝ | | |

別紙－1

# 考査項目別運用表

監督職員④

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 2. 施工状況 | Ⅱ.工程管理A | | □① 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 |
| | | | □② 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 |
| | | | □③ 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び施設管理者等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 |
| | | □ | □④ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 |
| | | □ | □⑤ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 |
| | | | □⑥ 受注者の責による夜間や休日の作業がない。 |
| | | | □⑦ 休日・代休の確保を行っている。 |
| | | | □⑧ 近隣住民（施設管理者等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 |
| | | □ | □⑨ 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 |
| | | □ | □⑩ その他<br>理由： |
| | | | （減点）該当すればd評価とする。<br>□ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。<br>（減点）該当すればe評価とする。<br>□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 |
| 評価 | | | |
| a：工程管理が優れている。　b：工程管理が良好である。　c：工程管理が適切である。　d：工程管理がやや不適切である。<br>e：工程管理が不適切である。 | | | |
| 該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a<br>該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b<br>該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c<br>該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d | | | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。<br>③ 評価値（%）＝評価数(　　)／対象評価項目数() |
| | 評価＝ | | |

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 2. 施工状況 | Ⅱ.工程管理B | □ | □① 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 |
| | | □ | □② 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 |
| | | | □③ 近隣住民（施設管理者等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 |
| | | | □④ 配置技術者（現場代理人/監理技術者/主任技術者）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 |
| | | □ | □⑤ その他<br>理由： |
| 評価 | | | |
| a：工程管理が優れている。　b：工程管理が良好である。　c：工程管理が適切である。　d：工程管理がやや不適切である。<br>e：工程管理が不適切である。 | | | |
| 該当項目が4以上 ・・・・・・・・・・・・・・ a<br>該当項目が3以上 ・・・・・・・・・・・・・・ b<br>該当項目が2以上 ・・・・・・・・・・・・・・ c<br>該当項目が1以上 ・・・・・・・・・・・・・・ d | | | ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。<br>基本的には左記による。 |
| | 評価＝ | | |

別紙－1

# 考査項目別運用表

監督職員⑤

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 2. 施工状況 | Ⅲ.安全対策A | □ | □① 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 |
| | | | □② 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 |
| | | | □③ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 |
| | | | □④ 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 |
| | | | □⑤ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 |
| | | | □⑥ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 |
| | | | □⑦ 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 |
| | | □ | □⑧ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 |
| | | □ | □⑨ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 |
| | | □ | □⑩ 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 |
| | | | □⑪ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 |
| | | | □⑫ 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 |
| | | □ | □⑬ 過積載防止に十分に取り組んでいる。 |
| | | □ | □⑭ 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 |
| | | □ | □⑮ その他 |
| | | | 理由： |
| | | | （減点）該当すればc評価とする。 |
| | | | □ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 |
| | | | （減点）該当すればd評価とする。 |
| | | | □ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 |
| | | | （減点）該当すればe評価とする。 |
| | | | □ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 |

評価

a：安全対策が優れている。　b：安全対策が良好である。　c：安全対策が適切である。　d：安全対策がやや不適切である。
e：安全対策が不適切である。

| | |
|---|---|
| 該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 |
| 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b | ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 |
| 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c | ③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数() |
| 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 評価＝ | | |

# 考査項目別運用表

監督職員⑥

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 2. 施工状況 | Ⅲ.安全対策B | | □① 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 |
| | | | □② 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 |
| | | | □③ 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 |
| | | | □④ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 |
| | | □ | □⑤ 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 |
| | | □ | □⑥ その他 |
| | | | 理由: |

評価

a:安全対策が優れている。　b:安全対策が良好である。　c:安全対策が適切である。　d:安全対策がやや不適切である。
e:安全対策が不適切である。

| | |
|---|---|
| 該当項目が4以上 ・・・・・・・・・・・・・・ a | ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 |
| 該当項目が3以上 ・・・・・・・・・・・・・・ b | 基本的には左記による。 |
| 該当項目が2以上 ・・・・・・・・・・・・・・ c | |
| 該当項目が1以上 ・・・・・・・・・・・・・・ d | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 評価＝ | | |

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 2. 施工状況 | Ⅳ.対外関係 | □ | □① 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 |
| | | | □② 工事施工にあたり、近隣住民（施設管理者等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 |
| | | □ | □③ 引渡し時に施設管理者に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 |
| | | | □④ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 |
| | | | □⑤ 近隣住民（施設管理者等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 |
| | | | □⑥ 現場のイメージアップに、取り組んでいる。 |
| | | □ | □⑦ 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 |
| | | □ | □⑧ その他 |
| | | | 理由: |
| | | | （減点）該当すればd評価とする。 |
| | | | □ 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。 |
| | | | （減点）該当すればe評価とする。 |
| | | | □ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 |

評価

a:対外関係が優れている。b:対外関係が良好である。c:対外関係が適切である。d:対外関係がやや不適切である。e:対外関係が不適切である。

| | |
|---|---|
| 該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 |
| 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b | ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 |
| 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c | ③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数() |
| 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 評価＝ | | |

別紙－1

# 考査項目別運用表

監督職員⑦

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅰ.出来形<br>新築工事<br>改修工事<br>設備工事 | | □① 承諾図等が、設計図書を満足している。 |
| | | | □② 施工図等が、設計図書を満足している。 |
| | | | □③ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 |
| | | | □④ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 |
| | | | □⑤ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 |
| | | | □⑥ 出来形の管理方法を工夫している。 |
| | | □ | □⑦ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 |
| | | | □⑧ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 |
| | | □ | □⑨ その他<br>理由: |
| | | | (減点)該当すればd評価とする。 |
| | | □ | 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 |
| | | | (減点)該当すればe評価とする。 |
| | | □ | 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 |

評価

a:出来形が優れている。 b:出来形が良好である。 c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。

| | |
|---|---|
| 該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a<br>該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b<br>該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c<br>該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。<br>③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数() |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 評価＝ | | |

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅰ.出来形<br>解体工事 | | □① 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 |
| | | | □② 共通仕様書、特記仕様書により適切に管理されている。 |
| | | | □③ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 |
| | | | □④ 出来形の管理方法を工夫している。 |
| | | | □⑤ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 |
| | | | □⑥「工事写真の撮り方」等により創意工夫を持って適切に管理されている。 |
| | | □ | □⑦ その他<br>理由: |
| | | | (減点)該当すればd評価とする。 |
| | | □ | 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 |

評価

a:出来形が優れている。 b:出来形が良好である。 c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。

| | |
|---|---|
| 該当項目が4以上 ・・・・・・・・・・・・・・ a<br>該当項目が3以上 ・・・・・・・・・・・・・・ b<br>該当項目が2以上 ・・・・・・・・・・・・・・ c<br>該当項目が1以上 ・・・・・・・・・・・・・・ d | ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。<br>基本的には左記による。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 評価＝ | | |

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙－1

# 考査項目別運用表

監督職員⑧

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅱ.品質<br>新築工事<br>改修工事 | | □① 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 |
| | | | □② 品質確認記録の内容が、適切である。 |
| | | | □③ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 |
| | | □ | □④ 躯体工事における施工の品質が、良好である。 |
| | | □ | □⑤ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 |
| | | | □⑥ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 |
| | | □ | □⑦ その他<br>理由: |
| | | | （減点）該当すればd評価とする。 |
| | | | □ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 |
| | | | （減点）該当すればe評価とする。 |
| | | | □ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 |

評価

a:品質が優れている。　b:品質が良好である。　c:品質が適切である。　d:品質がやや不適切である。　e:品質が不適切である。

| | |
|---|---|
| 該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a<br>該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b<br>該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c<br>該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。<br>③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数() |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 評価＝ | | |

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅱ.品質<br>解体工事 | | c 評価とする |
| | 評価＝ | | |

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－1

# 考査項目別運用表

監督職員⑨

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅱ.品質<br>電気設備工事<br>受変電設備工事<br>暖冷房衛生設備工事<br>機械設備工事 | | □① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。<br>□② 品質確認記録の内容が、適切である。<br>□③ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。<br>□④ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。<br>□⑤ 機材及び施工の品質が、良好である。<br>□⑥ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 |
| | | □ | □⑦ その他<br>理由: |
| | | | （減点）該当すればd評価とする。<br>□ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。<br>（減点）該当すればe評価とする。<br>□ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 |
| 評価 | | | |
| a:品質が優れている。　b:品質が良好である。　c:品質が適切である。　d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。 | | | |
| 該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a<br>該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b<br>該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c<br>該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d | | | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。<br>③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数() |
| | 評価＝ | | |

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

# 考査項目別運用表

監督職員⑩

| 考査項目（細別） | 評価対象項目 | |
|---|---|---|
| 4. 工事特性<br>（施工条件等への対応）<br><br>□ 該当項目無し | ■建物規模への対応<br><br>評　点＝　点 | □ 延べ面積10,000㎡以上の建物<br>□ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物<br>□ 大空間のホール等を有する建物<br>□ その他（理由：　　）<br>詳細評価内容： |
| | ■建物固有の機能の難しさへの<br><br>評　点＝　点 | □ 対象建物の耐震レベル<br>□ 建物機能の特殊性<br>□ その他（理由：　　）<br>［評価技術事例］<br>・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事<br>・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事<br>・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物<br>詳細評価内容： |
| | ■建物固有の施工技術の難しさ<br><br>評　点＝　点 | □ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合　【総合評価における技術提案は除く】<br>□ 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性<br>□ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合<br>□ その他（理由：　　）<br>［評価技術事例］<br>・VE提案（入札時、契約時、総合評価落札方式）された工法等が高度技術で評価できる場合<br>・パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事<br>・特殊な工法及び材料等を採用した工事<br>・特殊な設備システムを採用した工事<br>・免震装置を設ける工事<br>・大規模な山留め工法が必要な工事<br>・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事<br>・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事<br>詳細評価内容： |
| | ■厳しい自然・地盤条件への対<br><br>評　点＝　点 | □ 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時）<br>□ 軟弱地盤、支持地盤の影響<br>□ 雨・雪・風・気温等の影響<br>□ その他（理由：　　）<br>［評価技術事例］<br>・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事<br>・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事<br>・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事<br>詳細評価内容： |

# 考査項目別運用表



| 考査項目（細別） | 評価対象項目 | |
|---|---|---|
| 4. 工事特性<br>（施工条件等への対応） | ■厳しい周辺環境、社会条件との対応<br><br>評　点＝　点 | □ 地中埋設物等の作業障害<br>□ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物<br>□ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮<br>□ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮<br>□ その他（理由：　　）<br>［評価技術事例］<br>・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事<br>・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事<br>・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事<br>・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事<br>・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事<br>詳細評価内容： |
| | ■施工現場での対応<br><br>評　点＝　点 | 【長期工事における安全確保への対応】<br>□ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事　（ただし全面一時中止期間は除く）<br>【災害等での臨機の措置】<br>□ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事<br>【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】<br>□ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事<br>□ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事<br>□ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事<br>□ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事<br>□ 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事<br>□ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事<br>□ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事<br>□ 施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事<br>□ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事<br>□ その他（理由：　　）<br>詳細評価内容： |
| 評　点＝　点 | | |

※1. 工事特性は、6点～0点の加点評価とする。（1項目2点を目安とする。）

※2.「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、主任監督員、総括監督員の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

# 考査項目別運用表



| 考査項目・細別 | 評価対象項目 | |
|---|---|---|
| 5. 創意工夫<br><br>☐ 該当項目無し | ■準備・後片づけ関係 | ☐ 測量・位置出しにおける工夫<br>☐ 現地調査方法の工夫<br>☐ その他（理由:　　） |
| | | 詳細評価内容: |
| | ■施工関係 | ☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫<br>☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み<br>☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫<br>☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫<br>☐ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫<br>☐ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫<br>☐ 照明・視界確保等の工夫<br>☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫<br>☐ 運搬車両・施工機械等の工夫<br>☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫<br>☐ 施工管理及び品質向上等の工夫<br>☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫<br>☐ 仮設施工等の工夫<br>☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫<br>☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫<br>☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫<br>☐ その他（理由:　　） |
| | | 詳細評価内容: |
| | ■品質関係 | ☐ 集計ソフト等の活用と工夫<br>☐ 躯体工事の品質管理の工夫<br>☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫<br>☐ 施工の検査・試験に関する工夫<br>☐ 品質記録方法の工夫<br>☐ その他（理由:　　） |
| | | 詳細評価内容: |
| | ■安全衛生関係 | ☐ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）<br>☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫<br>☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、<br>☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫<br>☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫<br>☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫<br>☐ 作業時における作業環境改善等の工夫<br>☐ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫<br>☐ その他（理由:　　） |
| | | 詳細評価内容: |

# 考査項目別運用表



| 考査項目・細別 | 評価対象項目 | |
|---|---|---|
| 5. 創意工夫 | ■施工管理関係 | □ 出来形の管理等に関する工夫<br>□ 施工計画書または写真記録等に関する工夫<br>□ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫<br>□ CAD、施工管理ソフト等の活用<br>□ 施工合理化技術（※6）を活用した施工管理の工夫<br>□ その他（理由:　　） |
| | | 詳細評価内容: |
| | ■その他 | □ その他（理由　　）<br>□ その他（理由:　　）<br>□ その他（理由　　）<br>□ その他（理由:　　）<br>□ その他（理由:　　） |
| | | 詳細評価内容: |
| 評　点＝　点 | | |

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 3点～0点の加点評価とする。（1項目1点を目安とする。）

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。
なお、「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。

※6. 施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を採用した場合。

※7. 考査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 6. 社会性等<br><br>□ 該当項目無し | Ⅰ. 地域への貢献等 | □ | □① 災害時等に地域への救援活動等に協力した。<br>□② 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。<br>□③ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。<br>□④ 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。<br>□⑤ 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。<br>□⑥ その他<br>理由: |
| | | | ※4点～0点の加点評価とする。（1項目につき 1点を目安とする。） |
| | | | 詳細評価内容: |
| 評　点＝　点 | | | |

※1. 地域への貢献等は総括監督員が、監督員の意見を参考に総括的に評価を行う。

※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※3. レ点を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。

# 考査項目別運用表

監督職員⑭

| 考査項目 | 法令遵守等の該当項目一覧表 | |
|---|---|---|
| 8. 法令遵守等 | 点数 | 措置内容 |
| | □ | 該当無し |
| | □ −20 点 | 1. 指名停止3ヶ月以上 |
| | □ −15 点 | 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 |
| | □ −13 点 | 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 |
| | □ −10 点 | 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満 |
| | □ −8 点 | 5. 文書注意 |
| | □ −5 点 | 6. 口頭注意 |
| | □ −3 点 | 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。） |
| | □ 点 | 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等 |

① 本考査項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐、主任技術者、品質証明員、受注企業の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、主任又は総括技術評価官の評価対象項目である安全対策において減点をする。

⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は現場説明書等によるものとする。

⑥原則として、法令遵守等の該当項目一覧表によることとするが、やむを得ずこれによれないときは、各機関で定めることができる。

【上記で評価する場合の適応事例】

・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。

・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。

・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。

・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。

・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。

・ 6.建設業法に違反する事実が判明した 例）一括下請負、技術者の専任違反等

・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。

・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。

・10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。

・11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

・12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。

・13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

・14.受注企業及び下請等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。

・15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

・16.引渡し後に事故等が発生し、工事目的物が受注者の責による契約不適合で重大なものでであることが判明した。

・17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。

・18.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。

・19.受注者が工事請負契約書第7条の3の規定に違反して社会保険等未加入建設業者を下請負人としていることが判明した。

| 評 点＝ 点 | ・20.その他 理由： |
|---|---|

別紙－２

# 考査項目別運用表

検査職員①

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 2. 施工状況 | Ⅰ.施工管理 | | □① 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 |
| | | | □② 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 |
| | | | □③ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 |
| | | | □④ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 |
| | | | □⑤ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 |
| | | | □⑥ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 |
| | | | □⑦ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 |
| | | | □⑧ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 |
| | | | □⑨ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 |
| | | | □⑩ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 |
| | | | □⑪ 工事の関係書類及び資料の整理がよい。 |
| | | □ | □⑫ その他<br>理由: |
| | | | （減点）該当すればd評価とする。 |
| | | | □ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 |
| | | | （減点）該当すればe評価とする。 |
| | | | □ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示に従わなかった。 |

評価

a:施工管理が優れている。　b:施工管理が良好である。　c:施工管理が適切である。　d:施工管理がやや不適切である。
e:施工管理が不適切である。

| | |
|---|---|
| 該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a<br>該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b<br>該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c<br>該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。<br>③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数() |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 評価＝ | | |

# 考査項目別運用表



| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅰ.出来形<br>新築工事<br>改修工事<br>設備工事 | | □① 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。<br>□② 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。<br>□③ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。<br>□④ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。<br>□⑤ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。<br>□⑥ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。<br>□⑦ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。<br>□⑧ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 |
| | | □ | □⑨ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 |
| | | □ | □⑩ その他<br>理由: |
| | | | （減点）該当すればd評価とする。<br>□ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。<br>（減点）該当すればe評価とする。<br>□ 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。 |

評価

a:出来形が特に優れている。 a’:出来形が優れている。 b:出来形が特に良好である。 b’:出来形が良好である。
c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。

| | |
|---|---|
| 該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a<br>該当項目が80%以上90%未満 ・・・ a’<br>該当項目が70%以上80%未満 ・・・ b<br>該当項目が60%以上70%未満 ・・・ b’<br>該当項目が50%以上60%未満 ・・・ c<br>該当項目が50%未満 ・・・・・・・・・・・ d | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。<br>③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数() |

| | 評価＝ | | |
|---|---|---|---|

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅰ.出来形<br>解体工事 | | □① 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。<br>□② 共通仕様書、特記仕様書により適切に管理されている。<br>□③ 出来形の管理記録の整備が良好であることが確認できる<br>□④ 現場における解体施工が、適切であることが確認できる。<br>□⑤ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。<br>□⑥「工事写真の撮り方」等により創意工夫を持って適切に管理されている。 |
| | | □ | □⑦ その他<br>理由: |
| | | | （減点）該当すればd評価とする。<br>□ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 |

評価

a:出来形が特に優れている。 a’:出来形が優れている。 b:出来形が特に良好である。 b’:出来形が良好である。
c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。

| | |
|---|---|
| 該当項目が5以上 ・・・・・・・・・・・・・ a<br>該当項目が4以上 ・・・・・・・・・・・・・ a’<br>該当項目が3以上 ・・・・・・・・・・・・・ b<br>該当項目が2以上 ・・・・・・・・・・・・・ b’<br>該当項目が1以上 ・・・・・・・・・・・・・ c<br>該当項目が0 ・・・・・・・・・・・・・・・・ d | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 |

| | 評価＝ | | |
|---|---|---|---|

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

# 考査項目別運用表

検査職員③

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅱ.品質<br>新築工事<br>改修工事 | | □① 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 |
| | | | □② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 |
| | | | □③ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 |
| | | | □④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 |
| | | | □⑤ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 |
| | | | □⑥ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 |
| | | □ | □⑦ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 |
| | | □ | □⑧ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 |
| | | □ | □⑨ その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 |
| | | | □⑩ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 |
| | | □ | □⑪ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 |
| | | □ | □⑫ その他<br>理由: |
| | | | （減点）該当すればd評価とする。<br>□ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。<br>（減点）該当すればe評価とする。<br>□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。 |

評価

a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。
c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

| | |
|---|---|
| 該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a<br>該当項目が80%以上90%未満 ・・・ a’<br>該当項目が70%以上80%未満 ・・・ b<br>該当項目が60%以上70%未満 ・・・ b’<br>該当項目が50%以上60%未満 ・・・ c<br>該当項目が50%未満 ・・・・・・・・・・・ d | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。<br>③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数() |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 評価＝ | | |

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅱ.品質<br>解体工事 | | b’ 評価とする |
| | 評価＝ | | |

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

# 考査項目別運用表

検査職員④

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅱ.品質<br>電気設備工事<br>受変電設備工事<br>暖冷房衛生設備工事<br>機械設備工事 | | □① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 |
| | | | □② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 |
| | | | □③ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 |
| | | | □④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 |
| | | | □⑤ 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 |
| | | | □⑥ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 |
| | | | □⑦ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 |
| | | □ | □⑧ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 |
| | | | □⑨ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 |
| | | □ | □⑩ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 |
| | | □ | □⑪ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 |
| | | □ | □⑫ その他 |
| | | | 理由: |
| | | | （減点）該当すればd評価とする。 |
| | | | □ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 |
| | | | （減点）該当すればe評価とする。 |
| | | | □ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。 |

評価

a:品質が特に優れている。 a’:品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b’:品質が良好である。
c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。

| | |
|---|---|
| 該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 |
| 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ a’ | ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 |
| 該当項目が70%以上80%未満 ・・・ b | ③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数() |
| 該当項目が60%以上70%未満 ・・・ b’ | |
| 該当項目が50%以上60%未満 ・・・ c | |
| 該当項目が50%未満 ・・・・・・・・・・・ d | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 評価＝ | | |

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。
※2. 目的物の品質の水準を評価すること。
※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－2

# 考査項目別運用表

検査職員⑤

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅲ.出来ばえ | | □① きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 |
| | 新築工事 | □ | □② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 |
| | 改修工事 | □ | □③ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 |
| | | □ | □④ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 |
| | | □ | □⑤ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 |
| | | □ | □⑥ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 |
| | | □ | □⑦ 保全に配慮した施工がなされている。 |
| | | □ | □⑧ その他 |
| | | | 理由: |
| | | | (減点)該当すればd評価とする。 |
| | | □ | 出来ばえが劣っている。 |

評価

a:全体的な完成度が優れている。 b:全体的な完成度が良好である。 c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。

| | |
|---|---|
| 該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 |
| 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b | ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 |
| 該当項目が80%未満 ・・・・・・・・・・・ c | ③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数() |
| | ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 |
| 評価＝ | |

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅲ.出来ばえ | | □① 解体後、残存物がなく埋め戻し、整地等が良好である。 |
| | 解体工事 | | □② 整地の状態が、雨水排水に配慮した仕上げである。 |
| | | | □③ 全体的な美観が良好である。 |
| | | | □④ 既存との取り合い部分の施工が良好である。(部分解体の場合) |
| | | | □⑤ 分別集積が適時・的確に行われ、撤去物が周囲に散乱していない。 |
| | | □ | □⑥ その他 |
| | | | 理由: |
| | | | (減点)該当すればd評価とする。 |
| | | □ | 出来ばえが劣っている。 |

評価

a:全体的な完成度が優れている。 b:全体的な完成度が良好である。 c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。

| | |
|---|---|
| 該当項目が3以上 ・・・・・・・・・・・・・ a | ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。 |
| 該当項目が2以上 ・・・・・・・・・・・・・ b | 基本的には左記による。 |
| 該当項目が1以上 ・・・・・・・・・・・・・ c | |
| 評価＝ | |

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

別紙－2

# 考査項目別運用表

検査職員⑥

| 考査項目 | 細　別 | 対象 | 評価対象項目 |
|---|---|---|---|
| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅲ.出来ばえ | | □① きめ細やかな施工がなされている。 |
| | 電気設備工事 | □ | □② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 |
| | 受変電設備工事 | □ | □③ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 |
| | 暖冷房衛生設備工事 | □ | □④ 環境負荷低減への対策が優れている。 |
| | 機械設備工事 | □ | □⑤ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 |
| | | □ | □⑥ その他<br>理由: |
| | | | (減点)該当すればd評価とする。<br>□ 出来ばえが劣っている。 |
| 評価 | | | |
| a:全体的な完成度が優れている。　b:全体的な完成度が良好である。　c:全体的な完成度が適切である。　d:全体的な完成度が劣っている。 | | | |
| 該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a<br>該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b<br>該当項目が80%未満 ・・・・・・・・・・・ c | | | ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。<br>③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数()<br>④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 |
| | 評価＝ | | |

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

# 「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）

基本事項

1. 別紙－1「考査項目別運用表（公共建築工事）」のうち、監督職員の評価を行うために、監督職員が現場において使用するものとする。ただし、当初設計金額が1億円未満の工事は適用しないものとする。

2. 原則として記載されたチェック項目を使用することとするが、工事内容等により、該当しないものは削除しても良いものとする。

3. 記載されたもの以外にチェック項目が必要な場合は、各工事で考査項目を勘案のうえ、追加しても良いものとする。

4. 各評価項目の文面は、各工事の実状に合わせて変更しても良いものとする。ただし、評価内容は変更しないものとする。

別紙ー3

# 「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）

1. 工 事 名

2. 工　　期　　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日

3. 受注者名

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。



②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。（必要に応じて指示事項等を記入してもよい。）備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

| 考査項目 | 細別 | 確認項目 | チェックリスト一覧表<br>（チェックの目安） | チェック欄　（指示事項等）<br>着手前 | 施　工　中 | | | | | | | 完成時 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 施工体制 | Ⅰ 施工体制一般 | ○品質・安全管理体制 | ・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。<br>（施工計画書提出時） | | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | | |
| | | ○建設業退職金共済制度 | ・掛金収納書の写しを契約締結後5日以内に提出した。<br>（契約後、増額変更後） | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | | |
| | | | ・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。<br>（施工中適宜） | | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | | |
| | | | ・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。<br>（施工中1回程度） | | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | | |
| | | ○労働保険関係成立票 | ・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。<br>（施工中1回程度） | | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | | |
| | | ○建設業許可標識 | ・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。（全ての下請業者を含む。）<br>（施工中1回程度） | | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | | |
| | | ○施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料 | ・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。<br>（施工時の当初、変更時） | | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | | |
| | | | ・施工体制台帳に下請負契約書等（写）（再下請業者を含む。）を添付している。<br>（施工時の当初、変更時） | | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | | |
| | | | ・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外と記載している。<br>（施工時の当初、変更時） | | | | | | | | | | |
| | | | ・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。<br>（施工時の当初、変更時） | | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | | |
| | | | ・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。<br>（施工時　1回／月程度） | | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | | |
| | | | ・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（下請工事がある全ての工事に適用する。）<br>（施工時の当初、変更時） | | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | （ ／ ）<br>□ | | |

# 「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）



| 考査項目 | 細別 | 確認項目 | チェックリスト一覧表<br>（チェックの目安） | チェック欄　（指示事項等）<br>着手前 | 施　工　中 | | | | | | | 完成時 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1<br>施工体制 | Ⅱ<br>配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者 | ○工事実績情報サービス「工事カルテ」 | ・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(土・日・祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。<br>（契約後、変更後、完成時） | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | |
| | | ○現場代理人 | ・現場に常駐している。<br>(施工中　1回／月程度) | | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | | | ・監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。<br>（施工中適宜） | | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | | ○監理技術者（主任技術者）（監理技術者補佐）の専任制等 | ・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。<br>（着手前） | （／）<br>□ | | | | | | | | | |
| | | | ・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。<br>（着手前） | （／）<br>□ | | | | | | | | | |
| | | | ・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（監督技術者が特例監理技術者であり他1工事の工事実績情報登録であることを確認し、監理技術者補佐の専任について確認する。「（専任義務は建築一式工事7,000万円以上、その他工事3,500万円以上）<br>(施工中　1回／月程度) | | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | | | ・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。（特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合も、監理技術者が実施したものとして確認する。<br>(施工中、打合せ時) | | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | | ○専門技術者の配置 | ・専門技術者を選任し、配置している。<br>（施工計画時、施工中適宜） | | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | | ○作業主任者の選任 | ・作業主任者を選任し、配置している。<br>（施工計画時、施工中適宜） | | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | | ○下請負者の把握 | ・宇部市の工事指名参加資格である場合は、指名停止期間中でない。<br>（施工中適宜） | | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| 2<br>施工状況 | Ⅰ<br>施工管理 | ○設計図書の照査等 | ・工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。<br>（着手前、施工中適宜） | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | | | ・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。<br>（着手前、施工中適宜） | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | | ○施工計画書 | ・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。<br>（着手前、変更時） | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | | | ・記載内容と現場施工方法が一致している。<br>（施工中適宜） | | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |

# 「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）



| 考査項目 | 細別 | 確認項目 | チェックリスト一覧表<br>（チェックの目安） | チェック欄　（指示事項等）<br>着手前 | 施工中 | | | | | | | 完成時 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2<br>施工状況 | Ⅰ<br>施工管理 | ○施工管理<br>・建築材料、機材の管理 | ・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。<br>（施工中適宜） | | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | | ・出来形、品質管理 | ・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。<br>（施工中適宜） | | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | | ○建設副産物及び建設廃棄物 | ・受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。<br>（施工中適宜） | | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | | | ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。<br>（施工中適宜） | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | Ⅱ<br>工程管理A | ○工程管理 | ・施工前に各種工程表を提出している。<br>（着手前、施工中適宜） | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | | | ・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。<br>（施工中適宜） | | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | |
| | Ⅲ<br>安全対策A | ○安全活動 | ・安全活動を実施し、記録がある。（必要に応じ、以下の内容をチェックする。）<br>①災害防止協議会等（施工中適宜）<br>②店社パトロール（施工中1回／月程度）<br>③安全教育、訓練等（施工中適宜）<br>④安全巡視、TBM、KY等（施工中適宜）<br>⑤新規入場者教育（施工中適宜） | | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | | ○仮設備点検等 | ・仮設備点検等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。）<br>①過積載防止対策（施工中適宜）<br>②機械・車両等点検整備等（施工中1回／月程度）<br>③重機操作時安全点検記録等（施工中適宜）<br>④山留め、仮締切等の点検及び管理記録（施工中適宜）<br>⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録（施工中適宜） | | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |
| | Ⅳ<br>対外関係 | ○関係機関等 | ・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。）<br>①関係官署（施工中適宜）<br>②近隣住民・入居官署等　（施工中適宜）<br>③関連工事等（施工中適宜） | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | （／）<br>□ | | |